

港区都市計画概要

令和 7 年（2025 年）3 月

港 区

目 次

地域地区関係

・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分	1
・都市再開発の方針	1
・住宅市街地の開発整備の方針	1
・用途地域	1~2
・防火地域	3
・高層住居誘導地区	4
・高度地区	4~5
・中高層階住居専用地区（特別用途地区）	5
・特別工業地区（特別用途地区）	5
・文教地区（特別用途地区）	6
・高度利用地区	6
・風致地区	7
・特定街区	7
・都市再生特別地区	8~9
・駐車場整備地区	9
・臨港地区	9
・市街地再開発事業	9~14
・土地区画整理事業	15
・市街地改造事業	15
・改良地区	15
・地区計画	16~17
・再開発等促進区を定める地区計画	18~27

都市施設関係

・道 路	28~33
・都市高速鉄道	34~35
・自動車駐車場	35
・自転車駐車場	36
・自動車ターミナル	36
・公共下水道	36
・河 川	36
・運 河	37
・市 場	37
・と 畜 場	37
・ごみ焼却場	37
・墓 園	37
・広 場	37
・公 園	38~39
・地域冷暖房施設	40~44

都市計画の手続きについて

・都市計画の手続きについて	45~46
・都市計画決定一覧表	47~49
・都市計画の決定手続（東京都が定める都市計画）	50
・都市計画の決定手続（区が定める都市計画）	51
・国家戦略特別区域法による手続き	52

凡		例	
戦復告	= 戦災復興院告示	明	= 明治
内 告	= 内務省告示	大	= 大正
建 告	= 建設省告示	昭	= 昭和
国 告	= 國土交通省告示	平	= 平成
都 告	= 東京都告示	令	= 令和
府 告	= 東京府告示		
区 告	= 港区告示		

地域地区関係

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分

都市計画区域名	決定年月日	告示番号	都市計画区域面積 (約 ha)	区域区分		変更年月日	告示番号
				市街化区域面積 (約 ha)	市街化調整区域面積 (約 ha)		
東京	昭 45.12.26	都告第 1403 号	2,036.0 (参考)	2,022.2	14.8	昭 47. 7.6 昭 48.11.20 昭 49. 8.27 昭 56. 5.27 昭 61.11.29 平 2. 3.9 平 4. 2.4 平 5.11.22 平 8. 5.31 平 16. 4.22 平 26.12.18 令 3. 3.31 令 5. 4.28	都告第 773 号 都告第 1215 号 都告第 883 号 都告第 554 号 都告第 1263 号 都告第 257 号 都告第 110 号 都告第 1244 号 都告第 644 号 都告第 759 号 都告第 1688 号 都告第 375 号 都告第 623 号

都市再開発の方針

都市計画区域名	決定年月日	告示番号	1号市街地 (都市再開発法第2条 の3第1項第1号)	2号地区 (都市再開発法第2条 の3第1項第2号)	誘導地区	摘要
東京	平 16.4.22	都告第 726 号	港区全域	17 地区及び都市再生緊急整備地域内 (ただし、第 2 種高度地区は除く)	1 地区	平 16. 4. 22 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針から分離
				19 地区(うち都市再生地区 2 地区)		平 21. 3. 6 都告第 283 号変更
				14 地区(うち都市再生地区 2 地区)	2 地区	平 27. 3. 6 都告第 319 号
				17 地区(うち都市再生地区 2 地区)	1 地区	令 3. 3.31 都告第 378 号

住宅市街地の開発整備の方針

都市計画区域名	決定年月日	告示番号	重点地域	重点地区	摘要
東京	平 16.4.22	都告第 738 号	港区全域	16 地区	平 16. 4. 22 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針から分離
				15 地区	平 21. 3. 6 都告第 297 号変更
				14 地区	平 27. 3. 6 都告第 334 号
				19 地区	令 4.10.3 都告第 1316 号

用途地域(1)

都市計画区域名	用途地域	用途地域の目的	建蔽率 (%)	容積率 (%)	指定面積 (約 ha)	摘要
東京	第一種低層住居専用地域	低層住宅の良好な環境保護のための地域	60	150	0.2	昭 48.11.20 都告第 1190 号 都市計画法等の改正による全面改正
				小計	0.2	昭 49.8.27 都告第 884 号 港南二丁目地内に準工業地域 300%を追加
	第一種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な環境保護のための地域	60	200	201.1	昭 49.12.25 都告第 1335 号 元麻布二丁目・西麻布三丁目各地内の第二種住居専用地域 300%を 200%に変更
				300	251.8	昭 51.1.14 都告第 12 号 西麻布三丁目地内の第二種住居専用地域 300%を 200%に変更
				小計	452.9	昭 52.11.4 都告第 925 号 西麻布三丁目地内の第二種住居専用地域 300%を 200%に変更
				200	27.8	昭 54.11.10 都告第 1195 号 赤坂一丁目・六本木一丁目各地内の住居地域 300%を 400%に、住居地域 300%及び 400%を商業地域 700%に変更
	第二種中高層住居専用地域	一定の利便施設の立地はみとめられる、中高層住宅の良好な環境保護のための地域	60	300	73.4	昭 56.4.10 都告第 374 号 第一回一斉見直し(南青山四丁目・三田四丁目・高輪一丁目・同二丁目・南麻布五丁目及び六本木三丁目各地内)
				小計	101.2	昭 57.1.21 都告第 53 号 都市計画道路放射第 19 号線の変更に伴う用途地域の変更(三田三丁目・芝二丁目・同四丁目及び同五丁目各地内)
				200	14.4	昭 61.1.21 都告第 50 号 都市計画道路放射第 19 号線の変更に伴う用途地域の変更(三田三丁目及び芝五丁目各地内)
				300	87.1	平元 7.5 都告第 742 号 六本木一丁目・虎ノ門四丁目・同五丁目各地内の第二種住居地域 300%を住居地域 400%に、六本木一丁目地内の住居地域 300%を 400%に変更
	第一種住居地域	大規模な店舗・事務所の立地は制限される、住宅の環境保護のための地域	60	400	62.6	六本木一丁目・虎ノ門四丁目・同五丁目各地内の第二種住居地域 300%を住居地域 400%に、六本木一丁目地内の住居地域 300%を 400%に変更
				小計	164.1	
				200	41.2	
				300	69.2	
	第二種住居地域	大規模な店舗・事務所の立地も認められる。住宅の環境保護のための地域	60	400	96.5	
				小計	206.9	

用途地域(2)

都市計画区域名	用途地域	用途地域の目的	建蔽率(%)	容積率(%)	指定面積(約ha)	摘要
東京	近隣商業地域	近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域	80	300	10.1	平元10.11 都告第1035号 第二回一斉見直し(港区全域) 平4.2.4 都告第113号 海岸一丁目・同三丁目及び同三丁目地先芝浦ふ頭埋立地各地内に準工業地域400%を追加 平4.6.1 都告第661号 都市計画道路補助第310号線の変更に伴う用途地域の変更(芝浦三丁目地内) 平8.5.31 都告第665号 第三回一斉見直し(港区全域) 平8.8.2 都告第910号
				400	77.0	東新橋一丁目地内に準工業地域400%を商業地域800%に変更 平10.10.7 都告第1026号
				小計	87.1	都市計画道路補助第9号線の変更に伴う用途地域の変更(南麻布三丁目地内) 平10.12.24 都告第1251号 東新橋二丁目・浜松町一丁目各地内に商業地域600%を700%に変更 平11.2.26 都告第181号 芝浦四丁目地内に商業地域400%を第二種住居地域400%に変更 平11.8.27 都告第986号 東新橋一丁目・海岸一丁目各地内に準工業地域400%を商業地域600%、700%及び第一種住居地域200%に変更。海岸一丁目地内に商業地域600%を700%に変更 平13.7.6 都告第895号 三田一丁目地内に第一種中高層住居専用地域300%を第二種住居地域400%に変更 平14.4.26 都告第627号 赤坂四丁目・同七丁目各地内に第二種住居地域300%を400%及び商業地域400%に、赤坂四丁目地内に第二種住居専用地域300%を商業地域500%及び700%に、同四丁目地内に商業地域700%を500%に、赤坂七丁目地内に商業地域700%を400%に変更 平16.6.24 都告第1073号 第四回一斉見直し(港区全域) 平16.11.15 都告第1587号 赤坂九丁目地内に第二種住居地域300%を第二種中高層住居専用地域300%に変更 平17.1.19 都告第30号
	商業地域	店舗・事務所等の利便の増進を図る地域	80	200	0.1	三田一丁目地内に第一種中高層住居専用地域300%を第二種住居地域400%に変更 平19.4.6 都告第574号 南麻布四丁目地内に第一種中高層住居専用地域300%を200%及び第一種住居地域300%に変更 平28.6.17 都告第1147号 三田一丁目地内に第一種中高層住居専用地域300%を第二種住居地域400%に変更 平29.11.30 都告第1744号 芝浦四丁目・港南二丁目各地内に準工業地域400%を商業地域600%に変更 平30.3.7 都告第290号 海岸一丁目地内に第一種住居地域200%を準工業地域200%に変更 令2.12.17 都告第1506号 赤坂七丁目地内に第二種中高層住居専用地域300%及び第二種住居地域300%を第二種住居地域400%に変更 令5.4.28 都告第625号 第五回一斉見直し(港区全域) 令5.10.10 都告第1080号 三田五丁目地内に準工業地域300%を400%に変更 令6.10.10 都告第1034号 高輪三丁目地内に第一種中高層住居専用地域300%を近隣商業地域400%に、第二種住居地域300%を近隣商業地域400%及び商業地域600%に、第二種住居地域400%を商業地域600%に変更
				300	18.6	
				400	25.6	
				500	151.5	
				600	228.4	
				700	183.9	
				800	29.8	
				1000	5.2	
				小計	643.1	
準工業地域	環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域	60	200	6.3		
			300	22.6		
			400	337.8		
			小計	366.7		
合計					2,022.2	

防 火 地 域

都市計画区域名	防 火 地 域	制 限 の 内 容	指 定 面 積 (約 ha)	摘 要		
東 京	防 火 地 域	階数が三以上又は延べ面積が100 m ² を超える建築物は耐火建築物、その他の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。	1,247.3	昭 48.11.20 都告第1213号 都市計画法等の改正による全面改正 昭 49.8.27 都告第886号 港南二丁目地内に準防火地域を追加 昭 54.11.10 都告第 1197 号 赤坂一丁目及び六本木一丁目各地内の変更 昭 57.1.21 都告第55号 都市計画道路放射第19号線の変更に伴う防火地域の変更(三田三丁目地内) 昭 61.1.21 区告第4号 都市計画道路放射第19号線の変更に伴う防火地域の変更(三田三丁目地内) 平元.7.5 区告第78号 六本木一丁目・虎ノ門四丁目・同五丁目各地内の変更 平元.10.11 区告第105号 第二回一斉見直し(港区全域) 平4.2.4 区告第9号 海岸一丁目先埋立地(竹芝ふ頭)及び海岸三丁目先埋立地(芝浦ふ頭)を防火地域に編入 平5.7.16 区告第61号 台場の準工業地域・準防火地域を防火地域に変更 平6.4.19 区告第32号 六本木一丁目地内の変更 平7.4.28 区告第46号 六本木六丁目地内の変更 平8.5.31 区告第58号 第三回一斉見直し(港区全域) 平11.8.27 区告第104号 東新橋一丁目・海岸一丁目各地内の変更 平13.7.6 区告第109号 三田一丁目・六本木六丁目各地内の変更 平14.4.26 区告第77号 赤坂四丁目・赤坂七丁目各地内の変更 平14.6.28 区告第107号 六本木六丁目・元麻布三丁目各地内の変更 平15.3.31 区告第77号 赤坂九丁目地内の変更 平16.6.24 区告第132号 第四回一斉見直し(港区全域) 平16.11.15 区告第224号 赤坂九丁目地内の変更 平17.1.19 区告第12号 三田一丁目地内の変更 平18.3.31 区告第65号 六本木三丁目地内の変更 平19.8.2 区告第151号 虎ノ門五丁目地内の変更 平23.9.30 区告第219号 六本木三丁目地内の変更 平25.6.17 区告第125号 赤坂九丁目地内の変更 平28.6.17 区告第196号 三田一丁目地内の変更 平29.9.12 区告第273号 三田三丁目・三田四丁目各地内の変更 (国家戦略特別区域法) 平29.9.12 区告第276号 虎ノ門五丁目・麻布台一丁目各地内の変更 (国家戦略特別区域法) 平30.3.7 区告第70号 海岸一丁目地内の変更 平31.4.19 区告第111号 西麻布三丁目地内の変更 令2.12.17 区告第349号 赤坂七丁目地内の変更 令4.3.10 区告第76号 北青山二丁目地内の変更 令4.11.9 区告第314号 高輪三丁目地内の変更 (国家戦略特別区域法) 令5.4.28 区告第193号 第五回一斉見直し(港区全域) 令5.10.10 区告第351号 三田五丁目地内の変更 令6.4.8 区告第173号 六本木五丁目地内の変更 (国家戦略特別区域法) 令6.10.10 区告第373号 高輪三丁目地内の変更		
	準 防 火 地 域	木造の建築物は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、屋根は不燃材料でふかなければならない。	774.9			
	計		2,022.2			

高層住居誘導地区

都市計画区域名	高層住居誘導地区	制限の内容			指定面積 (約 ha)	摘要
東京	高層住居誘導地区	建築基準法第 52 条第1項第 5 号に規定する容積率 $\frac{12}{3-R}$ V:容積率 (最大 600%) R:建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合 $(2/3 \leq R \leq 1)$ ただし、敷地面積が 300 m ² 未満の建築物は 10 分の 40 とする。 以下のように算定式による。 ただし、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては、上記数値に 10 分の 1 を、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物にあっては、上記数値に 10 分の 2 を加えた数値とする。 ※についての適用の除外 次に該当する建築物については、建蔽率の最高限度の定めは適用しない。 ・建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 53 条第 4 項第 2 号に該当する建築物			9.3	平 11.2.26 都告第 198 号

高度地区(1)

都市計画区域名	高度地区	高度地区の制限	指定面積 (約 ha)	摘要
東京	第 1 種高度地区	建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の 0.6 倍に 5m を加えたもの以下とする。	0.2	昭 48.11.20 都告第 1214 号 都市計画法等の改正による全面改正 昭 49.12.25 都告第 1334 号 元麻布二丁目地内の第三種高度地区を第一種又は第二種高度地区に、西麻布三丁目地内の第三種高度地区を第二種高度地区に変更 昭 51.1.14 都告第 15 号 西麻布三丁目地内の第三種高度地区を第二種高度地区に変更 昭 52.11.4 都告第 927 号 南麻布三丁目・同四丁目各地内の第三種高度地区を第二種高度地区に変更 昭 54.11.10 都告第 1196 号 赤坂一丁目・六本木一丁目各地内の第三種高度地区を廃止 昭 56.4.10 都告第 376 号 第一回一斉見直し(南青山四丁目地内) 昭 57.1.21 都告第 54 号 都市計画道路放射第 19 号線の変更に伴う高度地区の変更(三田三丁目地内) 昭 58.11.30 区告第 106 号 都市計画決定事務の特別区への移管に伴う計画書の変更 昭 61.1.21 区告第 5 号 三田三丁目地内の変更 平元.7.5 区告第 77 号 六本木一丁目・虎ノ門四丁目・同五丁目各地内の変更 平元.10.11 区告第 106 号 第二回一斉見直し(港区全域) 平 6.4.19 区告第 30 号 赤坂一丁目・六本木一丁目各地内の変更 平 7.4.28 区告第 44 号 六本木六丁目地内の変更 平 8.5.31 区告第 57 号 第三回一斉見直し(港区全域) 平 11.12.1 区告第 140 号 建築基準法の改正による変更 平 13.7.6 区告第 107 号 三田一丁目・六本木六丁目各地内の変更 平 14.4.26 区告第 76 号 赤坂四丁目・同七丁目各地内の変更 平 14.6.28 区告第 106 号 六本木六丁目・元麻布三丁目各地内の変更
	第 2 種高度地区	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が 8m 以内の範囲にあっては、当該水平距離の 1.25 倍に 5m を加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が 8m を超える範囲にあっては、当該水平距離から 8m を減じたものの 0.6 倍に 15m を加えたもの以下とする。	—	

高 度 地 区 (2)

都市計画区域名	高 度 地 区	高 度 地 区 の 制 限	指定面積(約 ha)	摘 要
東 京	17m 第 2 種 高 度 地 区	1. 建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)は17m以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを超える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に15mを加えたもの以下とする。	207.2	平 15.3.31 区告第 76 号 赤坂九丁目地内の変更 平 16.6.24 区告第 131 号 第四回一斉見直し(港区全域) 平 16.11.15 区告第 223 号 赤坂九丁目地内の変更 平 17.1.19 区告第 10 号 三田一丁目地内の変更 平 18.3.31 区告第 63 号 六本木三丁目地内の変更 平 19.8.2 区告第 150 号 虎ノ門五丁目地内の変更 平 23.9.30 区告第 218 号 六本木三丁目地内の変更 平 25.6.17 区告第 124 号 赤坂九丁目地内の変更 平 27.10.1 区告第 266 号 絶対高さ制限指定 平 28.6.17 区告第 195 号 三田一丁目地内の変更 平 28.10.3 区告第 293 号 北青山三丁目地内の変更 平 29.9.12 区告第 272 号 三田三丁目・同四丁目各地内の変更 (国家戦略特別区域法) 平 29.9.12 区告第 275 号 虎ノ門五丁目・麻布台一丁目各地内の変更 (国家戦略特別区域法) 平 30.7.2 区告第 186 号 白金一丁目・同三丁目各地内の変更 平 31.4.19 区告第 110 号 西麻布三丁目地内の変更 令 2.12.17 区告第 348 号 赤坂七丁目地内の変更 令 4.3.10 区告第 75 号 北青山一丁目・同二丁目各地内の変更 令 4.10.3 区告第 282 号 北青山三丁目地内の変更 令 4.11.9 区告第 313 号 高輪三丁目地内の変更 (国家戦略特別区域法) 令 5.4.28 区告第 192 号 第五回一斉見直し(港区全域) 令 5.10.10 区告第 350 号 三田五丁目・白金一丁目・高輪一丁目各地内の変更 令 6.4.8 区告第 172 号 六本木五丁目地内の変更 (国家戦略特別区域法) 令 6.10.10 区告第 372 号 高輪三丁目地内の変更
	22m 第 2 種 高 度 地 区	1. 建築物の高さは22m以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを超える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に15mを加えたもの以下とする。	201.2	
	第 3 種高度地区	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを超える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に20mを加えたもの以下とする。	118.9	
	17m 第 3 種 高 度 地 区	1. 建築物の高さは17m以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを超える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に20mを加えたもの以下とする。	10.4	
	24m 第 3 種 高 度 地 区	1. 建築物の高さは24m以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを超える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に20mを加えたもの以下とする。	164.9	
	17m 高度地区	建築物の高さは17m以下とする。	0.1	
	24m 高度地区	建築物の高さは24m以下とする。	3.7	
	31m 高度地区	建築物の高さは31m以下とする。	9.8	
	35m 高度地区	建築物の高さは35m以下とする。	97.7	
	40m 高度地区	建築物の高さは40m以下とする。	61.7	
	50m 高度地区	建築物の高さは50m以下とする。	34.0	
	60m 高度地区	建築物の高さは60m以下とする。	17.3	
	計		927.1	

中高層階住居専用地区(特別用途地区)

都市計画区域名	中高層階住居専用地区	中高層階住居専用地区の制限	指定面積(約 ha)	摘 要
東 京	第二種中高層 階 住 居 専 用 地 区	4階以上の部分は住宅、寄宿舎、下宿等の用途に供する建築物とすること。 キャバレー、料理店、個室付浴場等の用途は、制限されます。	29.3	平 8.5.31 区告第 54 号 都市計画法等の改正により決定 平 10.10.7 区告第 140 号 都市計画道路補助第 9 号線の変更に伴う変更(南麻布三丁目地内) 平 16.6.24 区告第 130 号 第四回一斉見直し(港区全域) 令 4.10.3 区告第 281 号 北青山三丁目地区地区計画の変更に伴う変更 令 5.4.28 区告第 189 号 第五回一斉見直し(港区全域)
	第三種中高層 階 住 居 専 用 地 区	5階以上の部分は住宅、寄宿舎、下宿等の用途に供する建築物とすること。 キャバレー、料理店、個室付浴場等の用途は、制限されます。	31.6	
	計	60.9		

特 别 工 業 地 区 (特別用途地区)

都市計画区域名	特 别 工 業 地 区	地 区 の 目 的	建蔽率(%)	容積率(%)	指定面積(約 ha)	摘 要
東 京	特別工業地区	住宅の混在率の高い準工業地域内に指定し、住居環境の保全及び中小工業の保護を図るため、工場の用途及び規模(作業所の床面積 300 m ² を超えるもの)による規制並びに風俗営業関連施設の規制を行う地区	60	300	23.7	昭 48.11.20 都告第 1212 号 都市計画法等の改正による全面改正 平元.10.11 区告第 107 号 第二回一斉見直し(港区全域) 平 8.5.31 区告第 55 号 第三回一斉見直し(港区全域) 平 16.4.1 区告第 73 号 東京都特別工業地区建築条例の廃止による名称変更 令 5.4.28 区告第 190 号 第五回一斉見直し
				400		
	計			23.7		

文教地区(特別用途地区)

都市計画区域名	決定年月日 告示番号	地区名	面積			摘要
			第1種 (約 ha)	第2種 (約 ha)	合計 (約 ha)	
東京	昭 26.4.19 都告第 420 号	三田	46.9	16.9	63.8	昭 57.1.21 都告第 57 号 区域及び面積の変更 昭 61.1.21 区告第 6 号 三田三丁目地内の変更 平 8.5.31 区告第 56 号 第三回一斉見直し(港区全域) 平 13.7.6 区告第 112 号 第一種文教地区的区域及び面積の変更(三田一丁目地内) 平 17.1.19 区告第 9 号 第一種文教地区的区域及び面積の変更(三田一丁目地内) 平 28.6.17 区告第 197 号 第一種文教地区的区域及び面積の変更(三田一丁目地内) 令 5.4.28 区告第 191 号 第五回一斉見直し(港区全域)
		九段	3.7	0	3.7	
	昭 32.4.6 都告第 382 号	渋谷	29.6	4.4	34.0	
	昭 26.4.19 都告第 420 号	青山	13.5	12.2	25.7	
	計		93.7	33.5	127.2	

高度利用地区

都市計画区域名	決定年月日 告示番号	地区名 (位置)	面積 (約 ha)	容積率		建蔽率の 最高限度 (%)	建築物の 建築面積の 最低限度 (m ²)	変更年月日 告示番号 変更内容	摘要
				最高限度 (%)	最低限度 (%)				
東京	昭 54.1.11.10 都告第 1198 号	赤坂・六本木地区 (港区赤坂一丁目・六本木一丁目)	4.3 0.3 0.4 1.3 1.8 0.7 計 8.8	800 700 600 500 300 300	300 300 300 200 100 100	70 80 80 40 60 60	300 200 200 300 200 200	平 6.4.19 区告第 31 号 六本木一丁目西地区第一種市街地再開発事業の決定に伴い変更	壁面線(m) 1.0, 2.0 3.0, 4.0 6.0
	昭 63.6.16 区告第 54 号	田町駅前西口地区 (港区芝五丁目)	0.6 0.3 計 0.9	850 750	300 300	70 70	500 500		4.0, 5.0 6.0
	平 7.4.28 区告第 45 号	六本木六丁目地区 (港区六本木六丁目)	0.7 0.2 0.5 0.6 9.0 計 11.0	700 500 400 400 300	300 200 200 200 100	80 80 80 60 60	200 200 200 200 200	平 13.7.6 区告第 108 号 六本木六丁目地区第一種市街地再開発事業の変更に伴い変更 平 14.6.28 区告第 105 号 六本木六丁目地区第一種市街地再開発事業の変更に伴い変更	2.0, 4.0 6.0
	平 13.7.6 区告第 108 号	三田小山町地区 (港区三田一丁目)	0.5 1.5 計 2.0	600 600	200 200	60 40	200 200	平 17.1.19 区告第 11 号 三田小山町東地区第一種市街地再開発事業の決定に伴い変更	3.0, 4.0 5.0
	平 14.4.26 区告第 75 号	赤坂四丁目築研坂地区 (港区赤坂四丁目)	0.1 0.1 0.6 0.1 0.1 1.1 計 2.1	900 700 600 450 300 650	200 200 200 200 200 200	50 50 50 30 60 40	200 200 200 200 200 200		4.0
	平 18.3.31 区告第 64 号	六本木三丁目地区 (港区六本木三丁目)	0.5 0.4 計 0.9	1070 550	300 300	60 40	200 200		4.0
	平 23.1.17 区告第 14 号	浜松町一丁目地区 (港区浜松町一丁目)	0.7 計 0.7	900	300	50	200		2.0, 5.0
	平 28.6.17 区告第 193 号	三田小山町西地区 (港区三田一丁目)	0.3 1.0 1.2 計 2.5	700 700 500	200 200 200	60 40 40	200 200 200		4.0 4.0 4.5, 3.0
	平 29.1.24 区告第 24 号	浜松町二丁目地区 (港区浜松町二丁目)	0.7 計 0.7	900	200	60	200		4.0
	平 29.5.22 区告第 175 号	新橋田村町地区 (港区西新橋一丁目)	1.2 計 1.2	1100	400	50	200		4.0
	平 29.11.30 区告第 344 号	泉岳寺駅地区 (港区高輪二丁目・芝浦四丁目・港南二丁目)	1.3 計 1.3	1000	200	50	200		2.0
	平 30.7.2 区告第 184 号	白金一丁目西部中地区 (港区白金一丁目・三丁目)	0.3 1.1 0.2 計 1.6	650 650 400	250 250 150	60 40 60	200 200 200		2.0, 3.0, 5.0 2.0, 3.0, 5.0 2.0, 3.0
	令 2.12.17 区告第 346 号	赤坂七丁目2番地区 (港区赤坂七丁目)	1.2 計 1.2	700	200	40	200		3.0
	令 5.10.10 区告第 349 号	三田五丁目西地区 (港区三田五丁目・白金一丁目・高輪一丁目)	0.4 0.9 計 1.3	750 600	170 140	60 40	200 200		3.0
	計		36.2						

風致地区

都市計画区域名	決定年月日 告示番号	名称	位置	面積 (約 ha)	変更年月日 告示番号 変更内容	摘要
東京	大 15.9.14 内告第 134 号	明治神宮内外苑付近	港、新宿、渋谷区の各一部	274.0	昭 26.12.17 建告第 1045 号 区域、面積の変更 昭 38.10.1 建告第 2547 号 区域、面積の変更 昭 46.12.1 都告第 1322 号 区域、面積の変更 昭 52.11.4 都告第 923 号 区域、面積の変更	明治神宮外苑、代々木森林公園及び国立競技場を含む一帯の区域
	昭 26.12.17 建告第 1045 号	芝	港区の一部	47.7	昭 38.10.30 建告第 2744 号 区域、面積の変更	芝増上寺を中心とする周辺と愛宕山周辺区域で、東照宮、愛宕神社、青松寺、東京タワー、プリンスホテル等がある。
	昭 26.12.17 建告第 1045 号	弁慶橋	千代田、港、新宿区の各一部	31.0	昭 38.10.1 建告第 2547 号 区域、面積の変更 昭 46.12.1 都告第 1322 号 区域、面積の変更	弁慶橋より喰違見付間の濠及び清水谷公園、上智大学運動場、プリンスホテル、ホテルニューオータニを含む一帯の区域

特定街区

都市計画区域名	決定年月日 告示番号	街区名 (建築物名称)	所在地 (地域・地区)	街区規模 (約 ha)	基準容積率 指定容積率 (%)	建築物の高さの 最高制限 (m)	変更年月日 告示番号 変更内容	摘要
東京	昭 42.5.6 建告第 1596 号	浜松町二丁目特定街区 (世界貿易センタービル)	港区浜松町二丁目 (商業・防火)	1.8	基 600 指 750	高層部 152.0 中層部 40.0 〃 29.0 〃 26.0 低層部 12.0 〃 7.0	昭 49.3.11 都告第 262 号 (名称、高さの変更) 平 25.3.4 都告第 246 号 (廃止)	
	昭 45.12.22 都告第 1354 号	芝五丁目特定街区 (森永エンゼル・プラザ)	港区芝五丁目 (商業・防火・準工・準防火)	0.6	基 550 指 700	高層部 101.0 中層部 38.0 低層部 8.0	令 6.4.8 区告第 170 号 (廃止) (国家戦略特別区域法)	
	昭 47.3.4 都告第 238 号	三田一丁目特定街区 (三田国際ビル)	港区三田一丁目 (商業・防火・住居・準防火・第一種文教)	2.0	基 400 指 490	高層部 123.0 〃 115.0 低層部 6.0		
	昭 49.8.3 都告第 820 号	青山一丁目特定街区 (新青山ビル)	港区南青山一丁目 (商業・防火)	1.0	基 700 A0.9 指 892 B0.1 A 1019 B 0	高層部 101.0 低層部 7.0	昭 52.6.3 都告第 465 号 (容積率の表示の変更)	
	昭 50.8.15 都告第 831 号	西新橋一丁目特定街区 (物産ビル)	港区西新橋一丁目 (商業・防火)	0.4	基 800 指 1003 うち 28% 地冷	高層部 120.0		
	昭 52.3.11 都告第 169 号	芝浦一丁目特定街区 (港建物ビル)	港区芝浦一丁目 (準工・防火)	3.5	基 400 指 480 うち 17.3% 中水道等	高層部 168.0 中層部 40.0 低層部 13.0 〃 11.0	平 30.3.16 都告第 384 号 (廃止) (国家戦略特別区域法)	
	昭 52.3.11 都告第 169 号	海岸一丁目特定街区 (東京ガスビル)	港区海岸一丁目 (準工・防火)	1.8	基 400 指 482 うち 7.5% 中水道等	高層部 135.0 中層部 27.0 〃 15.0 低層部 11.0 〃 7.0		
	昭 60.3.15 都告第 298 号	芝五丁目(その2) 特定街区 (日本電気)	港区芝五丁目 (商業・防火)	2.13	基 513 指 600	高層部 180.0 中層部 70.0 低層部 12.0 〃 3.0		
	昭 63.1.14 都告第 30 号	芝浦一丁目(その2) 特定街区 (シーパンス)	港区芝浦一丁目 (準工・防火)	2.7	基 400 指 580	高層部 115.0 中層部 35.0 低層部 15.0 〃 3.0		
	平 2.8.3 都告第 900 号	新幸橋特定街区 (第一ホテル・東電)	港区新橋一丁目及び 千代田区内幸町一丁 目 (商業・防火)	0.78	基 800 A0.32 B0.46 A 1260 B 822	高層部 110.0 中層部 35.0 低層部 12.0 〃 5.0 〃 3.0		
	平 2.8.3 都告第 901 号	芝四丁目特定街区 (日産自・日本生命)	港区芝四丁目 (商業・防火)	0.8	基 544 指 650	高層部 115.0 中層部 25.0 低層部 10.0 〃 5.0 〃 3.0		

都市再生特別地区(1)

都市計画区域名	地区名	位置	決定年月 (変更) 告示番号	面積 (約 ha)	用途地域	容積率 ／ 建蔽率 (%)	誘導用途	容積率H (%)	容積率L (%)	建蔽率H (%)	建築面積L (m ²)	高さH (m)	壁面位置	備考
東京	浜松町二丁目4地区	港区浜松町二丁目地内	平25.3.4 都告第245号	3.2	商業	600/80 700/80	—	1120	400	80	500	200 160 55 35 20	○	国家戦略特別区域法 ()内は全体国家戦略特別区域法
			平30.3.16 都告第381号 (変更)			(1200) 1220 1120								
			令3.11.15 都告第1374号 (変更)			200 235 55 35 20 160 20								
	虎ノ門二丁目地区	港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地内	平26.6.16 都告第906号	2.9	商業	600/80 700/80	—	1000	400	80	400	180 100 20	○	
	虎ノ門四丁目地区	港区虎ノ門四丁目地内	平27.3.27 都告第499号	1.8	商業	500/80 700/80	—	1000	400	80	500	180 20 10	○	国家戦略特別区域法
	竹芝地区	港区海岸一丁目地内	平27.3.27 都告第498号	2.4	準工	400/60	—	(1100) 1290 420	400	60	1000	210 45 100 25	○	()内は全体国家戦略特別区域法
	虎ノ門一丁目3・17地区	港区虎ノ門一丁目地内	平27.7.8 都告第1091号	2.2	商業	600/80 700/80 800/80	—	(1410) 1450 400 1370	400 100 400 1370	80	5000 1000	185 15 20 120	○	()内は全体国家戦略特別区域法
	虎ノ門・麻布台地区	港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目及び六本木三丁目各地内	平29.9.12 都告第1382号	8.1	商業 二 二 住 中	600/80 500/80 300/60 400/80	—	(990) 1500 1210 670 200 360 200 200	400 100	80	1000 200	60 330 50 10 270 50 240 20 40 30 15	○	()内は全体国家戦略特別区域法
	芝浦一丁目地区	港区芝浦一丁目地内	平30.3.16 都告第380号	4.7	準工	400/60	—	1120	400	60	5000	235 50 30 20	○	国家戦略特別区域法
	虎ノ門一・二丁目地区	港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地内	平30.3.16 都告第382号	2.4	商業	700/80 600/80	—	(1490) 1990 300 400 1300	400 100 100 400	80	5000 1000 500 1000	265 100 50 30 70 100	○	()内は全体国家戦略特別区域法
	赤坂二丁目地区	港区赤坂一丁目及び二丁目各地内	平30.6.21 都告第899号	2.0	商業	700/80 400/80	—	1150	300	80	1000	210 45 20	○	国家戦略特別区域法
	品川駅北周辺地区	港区港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目及び三田三丁目各地内	平31.4.26 都告第713号	9.5	商業 準工	600/80 400/60	—	(930) 650 310 1350 1020	400 100 400 400	80	1000	173 50 45 167 50 164	○	()内は全体国家戦略特別区域法
			令3.11.5 都告第1350号 (変更)			(910) 650 310 1170 1020		50 20				()内は全体国家戦略特別区域法		
	虎ノ門一丁目東地区	港区虎ノ門一丁目地内	令3.6.30 都告第885号	1.1	商業	700/80 800/80	—	1500	400	80	3000	180 55 15	○	国家戦略特別区域法
	赤坂二・六丁目地区	港区赤坂二丁目及び六丁目各地内	令3.11.15 都告第1375号	1.7	商業	500/80 600/80	—	(1200) 1590 580	400	80	1000	230 40 110 50	○	()内は全体国家戦略特別区域法
品川駅街区地区	港区高輪三丁目及び港南二丁目各地内	令6.4.8 都告第532号	3.3	商業 準工	600/80 400/60	—	(980) 1000 1000 500	400 400 400	80	1000	150 50 150 90 50 50	○	()内は全体国家戦略特別区域法	

都市再生特別地区(2)

都市計画区域名	地区名	位置	決定年月日 (変更) 告示番号	面積 (約 ha)	用途地域	容積率 ／ 建蔽率 (%)	誘導用途	容積率H (%)	容積率L (%)	建蔽率H (%)	建築面積L (m ²)	高さH (m)	壁面位置	備考
東京	田町駅西口駅前地区	港区芝五丁目地内	令6.4.8 都告第533号	0.8	商業	700/80	—	1300	300	80	500	125 30	○	国家戦略特別区域法
	六本木五丁目西地区	港区六本木五丁目、六本木六丁目及び麻布十番一丁目各地内	令6.4.8 都告第534号	10.1	商 業 近 二 二 商 業 住 中	700/80 500/80 400/80 300/60	—	(1070) 1690 120 140 1050 150 100 390	400 100 400 100 40 100	80 60 70 80	5000 400 500 1000	327 60 15 20 20 288 65 35 35 35 35	○	()内は全体 国家戦略特別 区域法

駐車場整備地区

都市計画区域名	決定年月日 告示番号	名称	区域	面積 (約) ha)	変更年月日 告示番号	摘要
東京	昭33.11.7 建告第1919号	都心部	中央区、港区の一部	994.8	昭37.4.11 建告第1159号 平8.7.5 千代田区告第71号	(港区分 約205ha) 千代田区が区域を変更したため416.2haを削除

臨港地區

市街地再開発事業(1)

都市 計 画 区 域 名	決定年月日 (変更) 告示番号	名 称	位 置	施 行 区 域 面 積 (約 ha)	公共施設の配置 及び規模				街 区 数	建築敷地面積 (約 m ²)	延べ面積 [容積対象面積] (約 m ²)	住宅建設の 目 標		事 業 認 可 又 は 組 合 設 立 年 月 日 ・ 告 示 番 号	施 行 者	概 要
					道 路	公 園 綠 地	下 水 道	そ の 他				戸 数 (約戸)	面 積 (約 m ²)			
東京	昭 54.11.10 都 告 第 1204 号	赤坂・六 本木地区 第一種市 街地再開 発事業	港区赤坂 一丁目及 び六本木 一丁目各 地内	5.6	幹線街路 1路線 約 315m 区画街路 2路線 約 715m	—	—	—	1	41,100	357,200	500	48,500	昭 57.11.20 都 告 第 1151 号	組合	赤坂・六本木地 区市街地再開発 組合 解散認可 昭 61.8.5 都告第 833 号 決算報告書承認 昭 61.11.11
	昭 63.6.16 都 告 第 599 号	田町駅前 西口地区 第一種市 街地再開 発事業	港区芝五 丁目地内	0.6	幹線街路 1路線 約 56m 区画街路 1路線 約 71m 特殊街路 1路線 約 120m	—	—	—	1	3,400	34,500 [28,800]	—	—	平元.11.18 都 告 第 1166 号	組合	田町駅前西口地 区市街地再開発 組合 解散認可 平 9.3.31 都告第 364 号 決算報告書承認 平 11.11.15
	平 6.4.19 都 告 第 502 号	六本木一 丁目西地 区第一種 市街地再 開発事業	港区六本 木一丁目 及び六本 木三丁目 各地内	3.2	幹線街路 1路線 約 130m 区画街路 3路線 約 340m	1	—	1	2	6,600 (A) 17,600 (B)	4,250 [4,000] 199,000 [176,000]	290	28,800	平 7.10.26 都 告 第 1221 号	組合	六本木一丁目西 地区市街地再開 発組合 解散認可 平 16.3.31 都告第 475 号 決算報告書承認 平 17.3.10

市街地再開発事業(2)

都市 計 画 区 域 名	決定年月日 (変更) 告示番号	名 称	位 置	施 行 区 域 面 積 (約 ha)	公共施設の配置 及び規模				街 区 数	建築敷地面積 (約 m ²)	延べ面積 [容積対象面積] (約 m ²)	住宅建設の 目 標		事 業 認 可 又 は 組 合 設 立 年 月 日 ・告示番号	施 行 者	摘 要
					道 路	公 園 緑 地	下 水 道	そ の 他				戸 数 (約戸)	面 積 (約 m ²)			
東京	平 7.4.28 都 告 第 548 号	六本木六 丁目地区 第一種市 街地再開 発事業	港区六本 木六丁目 及び元麻 布三丁目 各地内	11.0	幹線街路 3路線 約750m 区画街路 7路線 約1600m	1	—	1	3	6,500 (A) 57,200 (B) 20,800 (C)	24,500 [21,600] 558,700 [475,700] 132,100 [110,100]	840	93,000	平 10.9.16 都 告 第 952 号	組合	
	平 13.7.6 都 告 第 897 号 (変更)									6,600	24,500 [21,700] 546,700 [479,800] 157,700 [111,100]		118,700		立体広場の整備 街区形状の整形 化による変更	
	平 14.6.28 都 告 第 850 号 (変更)									21,000					区画道路の線形 変更による変更	
	平 10.10.7 都 告 第 1025 号	白金一丁 目東地区 第一種市 街地再開 発事業	港区白金 一丁目地 内	2.5	幹線街路 1路線 約110m 区画街路 5路線 約590m	1	—	—	2	13,000 (1-①) 2,900 (1-②)	126,800 [105,100] 5,800 [5,800]	585	56,900	平 12.11.7 都 告 第 1326 号	組合	
	平 16.1.15 区 告 第 10 号 (変更)										126,800 [105,100] 7,000 [6,300]	625	59,200		施設計画の見直 しによる変更	
	平 10.12.24 都 告 第 1254 号	環状第二 号線新 橋・虎ノ門 地区第二 種市街地 再開発事 業	港区新橋 四丁目、 西新橋二 丁目、虎 ノ門一丁 目虎ノ門 二丁目虎 ノ門三丁 目及び愛 宕一丁目 各地内	7.5	幹線街路 4路線 約1,565 m 区画街路 3路線 約400m	—	—	—	5	1,400 1,800 2,400 2,500 17,300	1,500 [1,500] 2,000 [2,000] 2,500 [2,500] 2,600 [2,600] 183,400 [161,900]	250	25,800	平 14.10.7 都 告 第 1176 号	都	
	平 12.6.26 都 告 第 835 号 (変更)			↓ 8.0	幹線街路 5路線 約1,586m 区画街路 6路線 約575m	—	—	—	3	2,200 (I街区) 2,000 (II街区) 17,200 (III街区)	9,400 [7,500] 15,900 [10,800] 202,400 [161,900]	350	45,600		都	周辺街区の区域 編入 施設計画の見直 しによる変更
	平 18.1.23 都 告 第 50 号 (変更)										13,900 [10,700] 15,900 [10,800] 200,500 [160,000]	400	47,700		I街区の整備計 画変更に伴う変 更	
	平 20.6.20 都 告 第 898 号 (変更)				幹線街路 5路線 約1,585m 区画街路 6路線 約565m					2,200 2,000 17,100	13,900 [10,700] 15,900 [10,800] 249,000 [196,300]	400	46,800		III街区の整備計 画変更に伴う変 更	

市街地再開発事業(3)

都市計画区域名	決定年月日 (変更) 告示番号	名称	位置	施行区域面積 (約 ha)	公共施設の配置 及び規模				街区数	建築敷地面積 (約 m ²)	延べ面積 〔容積対象面積〕 (約 m ²)	住宅建設の 目標		事業認可 又は組合 設立年月日 ・告示番号	施行者	摘要
					道路	公園緑地	下水道	その他				戸数 (約戸)	面積 (約 m ²)			
東京	平 13.7.6 区 告 第 111 号	三田小山町地区第一種市街地再開発事業	港区三田一丁目地内	1.1	幹線街路 1路線 約100m 区画街路 3路線 約250m	—	—	—	1	7,600	65,800 [44,600]	320	37,600	平 17.11.18 都 告 第 1331 号	組合	施設計画の見直しによる変更 三田小山町地区市街地再開発組合解散認可 平 23.11.10 都告第 1568 号 決算報告書承認 平 24.3.23
	平 15.12.25 区 告 第 238 号 (変更)															
平 17.1.19	三田小山町東地区第一種市街地再開発事業	港区三田1丁目地内	0.9	幹線街路 1路線 約60m 区画道路 2路線 約60m 約80m	1	—	—	1	6,900	66,000 [41,400]	550	58,000	平 17.11.18 都 告 第 1332 号	組合	三田小山町東地区市街地再開発組合解散認可 平 22.3.26 都告第 392 号 決算報告書承認 平 22.8.23	
平 14.4.26 区 告 第 73 号	赤坂四丁目篠研坂北地区第一種市街地再開発事業	港区赤坂四丁目及び赤坂七丁目各地内	1.0	区画道路 3路線 約255m	—	—	—	2	6,870 (1街区) 750 (2街区)	48,920 [43,280] 2,810 [2,090]	10	2,300	平 15.1.31 都 告 第 88 号	個人	終了認可 平 18.7.27 都告第 1132 号 決算報告書承認	
平 14.4.26 区 告 第 74 号	赤坂四丁目篠研坂南地区第一種市街地再開発事業	港区赤坂四丁目及び赤坂七丁目各地内	1.1	区画道路 4路線 約375m	—	—	—	1	7,350	67,050 [47,760]	500	47,000	平 16.10.18 都 告 第 1494 号	組合	赤坂四丁目篠研坂南地区市街地再開発組合解散認可 平 22.12.28 都告第 1620 号 決算報告書承認 平 24.2.28	
平 18.1.23 区 告 第 12 号	六本木一丁目南地区第一種市街地再開発事業	港区六本木一丁目地内	0.4	幹線街路 3路線 約190m	—	—	1	1	3,100	35,700 [22,300]	190	28,800	平 19.5.10 都 告 第 748 号	組合	六本木一丁目南地区市街地再開発組合解散認可 平 26.8.8 都告第 1111 号 決算報告書承認 平 27.6.22	
平 18.3.31 区 告 第 62 号	六本木三丁目地区第一種市街地再開発事業	港区六本木三丁目地内	0.9	幹線街路 1路線 約105m 区画道路 4路線 約 85m 約 30m 約 115m 約 20m	—	—	—	1	5,800	62,500 [44,500]	620	52,500	平 19.4.19 都 告 第 662 号	組合	六本木三丁目地区市街地再開発組合解散認可 平 26.3.17 都告第 316 号 決算報告書承認 平 26.11.27	
平 19.8.2 区 告 第 149 号	虎ノ門・六本木地区第一種市街地再開発事業	港区六本木一丁目及び虎ノ門五丁目各地内	2.0	区画街路 3路線 約470m	—	—	—	2	15,400 (C-①) 520 (C-②)	143,400 [110,700] 160 [160]	300	57,000	平 20.7.11 都 告 第 979 号	組合	虎ノ門・六本木地区市街地再開発組合解散認可 平 25.6.6 都告第 855 号 決算報告書承認 平 26.3.11	
平 23.1.17 区 告 第 15 号	浜松町一丁目地区第一種市街地再開発事業	港区浜松町一丁目地内	0.7	区画道路 3路線 約225m	1	—	—	1	5,170	66,500 [46,500]	500	48,500	平 24.7.11 都 告 第 1151 号	組合	浜松町一丁目地区市街地再開発組合解散認可 令 2.9.2 都告第 1146 号 決算報告書承認 令 2.12.16	

市街地再開発事業(4)

都市 計 画 区 域 名	決定年月日 (変更) 告示番号	名 称	位 置	施 行 区 域 面 積 (約 ha)	公共施設の配置 及び規模				街 区 数	建築敷地面積 (約 m ²)	延べ面積 〔容積対象面積〕 (約 m ²)	住宅建設の 目 標		事 業 認 可 又 は 組 合 設 立 年 月 日 ・告 示 番 号	施 行 者	摘 要
					道 路	公 園 緑 地	下 水 道	そ の 他				戸 数 (約戸)	面 積 (約 m ²)			
東京	平 23.9.12 区 告 第 208 号	赤坂一丁 目地区第 一種市街 地再開発 事業	港区赤坂 一丁目地 内	2.5	区画街路 1路線(放 射1号線) 区画道路 3路線 約230m 約130m 約30m	—	—	—	1	16,000	168,000 [144,000]	30	4,400	平 24.8.8 都 告 第 1243 号	組合	赤坂一丁目地区 市街地再開発組 合 解散認可 令元.10.18 都告第605号 決算報告書承認 令 2.11.11
	平 23.9.30 区 告 第 217 号	六本木三 丁目東地 区第一種市 街地再開 発事業	港区六本 木三丁目 地内	2.7	区画街路 1路線(放 射1号線) 区画道路 3路線 約80m 約190m 約170m	—	—	—	2	1,800 (北街区) 17,400 (南街区)	2,500 [1,800] 197,700 [167,000]	220	27,000	平 24.3.23 都 告 第 502 号	組合	六本木三丁目東 地区市街地再開 発組合 解散認可 令 2.6.9 都告第822号 決算報告書承認 令 2.11.20
	平 25.6.17 区 告 第 123 号	赤坂九丁 目北地区 第一種市 街地再開 発事業	港区赤坂 九丁目地 内	0.8	歩行者専 用道路 1路線 約120m	1	—	1	1	4,670	44,700 [29,400]	330	24,700	平 25.12.27 都 告 第 1733 号	組合	赤坂九丁目北地 区市街地再開発 組合 解散認可 平 31.3.8 都告第287号 決算報告書承認 令 2.3.5
	平 25.7.4 区 告 第 140 号	白金一丁 目東部北 地区第一種市 街地再開 発事業	港区白金 一丁目地 内	1.7	幹線街路 1路線(放 射1号線) 地区幹線 道路 2路線 約100m 約200m	1	—	1	1	11,110	133,700 [91,100]	1200	125,000	平 27.4.24 都 告 第 784 号	組合	白金一丁目東部 北地区市街地再 開発組合 解散認可 令 7.2.5 都告第85号
	平 26.10.3 区 告 第 296 号	田町駅前 東口地区 第一種市 街地再開 発事業	港区芝浦 三丁目地 内	0.3	交通広場 約235 m ²	—	—	—	2	1,300 (i 街区) 1,000 (ii 街区)	3,800 [3,300] 90 [90]	3	380	平 27.9.9 都 告 第 1367 号	組合	田町駅前東口地 区市街地再開発 組合 解散認可 令元.5.20 都告第41号 決算報告書承認 令元.11.13
	平 27.7.8 区 告 第 172 号	虎ノ門一 丁目地区 第一種市 街地再開 発事業	港区虎ノ 門一丁目 地内	1.5	幹線街路1 路線 (放射21号 線) 区画道路 3路線 約110m 約19m 約60m	1	—	—	2	10,100 (A-1街区) 300 (A-2街区)	175,000 [146,000] 600 [600]			平 28.1.6 都 告 第 13 号	組合	虎ノ門一丁目地 区市街地再開発 組合 国家戦略特別区 域法 解散認可 令 3.6.23 都告第866号 決算報告書承認 令 3.10.18
	平 27.7.8 区 告 第 173 号	虎ノ門駅 前地区第 一種市街 地再開発 事業	港区虎ノ 門一丁目 地内	0.5	幹線街路2 路線 (補助1号 線、2号線) 区画道路 2路線 約65m 約40m	—	—	—	1	2,800	45,800 [38,300]			平 28.4.13 都 告 第 824 号	組合	虎ノ門駅前地区 市街地再開発組 合 国家戦略特別区 域法 解散認可 令 3.12.15 都告第1476号 決算報告書承認 令 4.5.11
	平 28.6.17 区 告 第 194 号	三田小山 町西地区 第一種市 街地再開 発事業	港区三田 一丁目地 内	2.5	幹線道路 1路線 約80m 区画道路 2路線 約100m 約90m	1	—	—	2	10,900 (北街区) 9,500 (南街区)	108,200 [76,800] 71,400 [46,100]	1300	107,200	令 2.9.10 都 告 第 1167 号	組合	三田小山町西地 区市街地再開発 組合
	平 29.1.24 区 告 第 25 号	浜松町二 丁目地区 第一種市 街地再開 発事業	港区浜松 町二丁目 地内	0.7	特別区道 2路線 約100m 約70m	1	—	—	1	5,900	80,000 [53,000]	400	41,000	平 30.11.9 都 告 第 1538 号	組合	浜松町二丁目地 区市街地再開発 組合

市街地再開発事業(5)

都 市 計 画 区 域 名	決定年月日 (変更) 告示番号	名 称	位 置	施 行 区 域 面 積 (約 ha)	公共施設の配置 及び規模				街 区 数	建 築 敷 地 面 積 (約 m ²)	延 べ 面 積 〔容積対象面積〕 (約 m ²)	住 宅 建 設 の 目 標		事 業 認 可 又 は 組 合 設 立 年 月 日 ・告 示 番 号	施 行 者	摘 要
					道 路	公 園 緑 地	下 水 道	そ の 他				戸 数 (約戸)	面 積 (約 m ²)			
東京	平 29.5.22 区 告 第 176 号	新橋田村 町地区第一 種市街地再 開発事業	港区西新 橋一丁目 地内	1.2	幹線街路1 路線 (放射21号 線) 区画道路 4路線 約160m 約35m 約60m 約170m	1	—	—	1	7,700	106,000 〔85,000〕			平 29.12.26 都 告 第 1850 号	組合	新橋田村町地区 市街地再開発組 合 解散認可 令 4.12.16 都告第1584号 決算報告書承認 令 5.8.28
	平 29.9.12 区 告 第 271 号	三田三・ 四丁目地 区第一種 市街地再 開発事業	港区三田 三丁目及 び三田四 丁目各地 内	4.0	幹線街路3 路線 (放射19号 線、放射 21号線、 補助14号 線)	2	—	—	3	19,300 (I 街区) 2,800 (II 街区) 8,100 (III 街区)	196,000 〔170,600〕 7,000 〔6,100〕 20,700 〔14,300〕	250	20,200	平 30.6.22 都 告 第 920 号	組合	三田三・四丁目 地区市街地再開 発組合 国家戦略特別区 域法
	平 29.9.12 区 告 第 274 号	虎ノ門・麻 布台地区 第一種市 街地再開 発事業	港区虎ノ 門五丁目 及六本 木三丁目 各地内	8.1	幹線街路3 路線 (放射1号 線、補助2 号線、補助 4号線) 区画道路 4路線 約250m 約520m 約40m 約30m	2	—	1	7	24,110 (A 街区) 9,650 (B-1 街区) 16,470 (B-2 街区) 4,770 (C-1 街区) 6,260 (C-2 街区) 890 (C-3 街区) 1,690 (C-4 街区)	449,000 〔361,000〕 170,000 〔116,700〕 155,500 〔103,700〕 11,100 〔9,500〕 28,400 〔22,200〕 1,800 〔1,700〕 3,300 〔3,300〕	1300	190,000	平 30.3.27 都 告 第 422 号	組合	虎ノ門・麻布台地 区市街地再開発 組合 国家戦略特別区 域法
	平 29.11.30 区 告 第 345 号	泉岳寺駅 地区第二 種市街地 再開発事 業	港区高輪 二丁目、 芝浦四丁 目及び港 南二丁目 各地内	1.3	幹線街路 3路線 (放射19 号線、補 助332号 線) 区画道路 1路線 約40m	—	—	1	1	8,500	110,000 〔85,000〕	350		平 31.2.20 都 告 第 176 号	都	
	平 30.3.16 区 告 第 82 号	虎ノ門一・ 二丁目地 区第一種 市街地再 開発事業	港区虎ノ 門一丁目 及虎ノ 門二丁目 各地内	2.2	幹線街路 1路線 (補助2号 線) 区画道路 7路線 約200m 約100m 約80m 約30m 約40m 約30m 約35m	1	—	—	3	9,900 (A-1 街区) 2,500 (A-2 街区) 1,600 (A-3 街区)	237,000 〔197,100〕 8,800 〔7,300〕 7,900 〔6,400〕			平 30.11.14 都 告 第 1553 号	組合	虎ノ門一・二丁目 地区市街地再開 発組合 国家戦略特別区 域法
	平 30.7.2 区 告 第 185 号	白金一丁 目西部中 地区第一 種市街地 再開発事 業	港区白金 一丁目及 び三丁目 各地内	1.6	区画道路 3路線 約150m 約130m 約110m	—	—	—	2	11,200 (A 街区) 1,000 (B 街区)	98,000 〔72,500〕 2,000 〔1,700〕	900	87,000	令 4.6.24 都 告 第 969 号	組合	白金一丁目西部 中地区市街地再 開発組合
	平 31.4.19 区 告 第 109 号	西麻布三 丁目北東 地区第一 種市街地 再開発事 業	港区西麻 布三丁目 及六本 木六丁目 各地内	1.6	幹線街路 2路線 (放射22 号線、補 助10号 線) 区画道路 3路線 約16m 約9m 約14m	1	—	—	4	7,450 (A 街区) 1,100 (B-1 街区) 1,100 (B-2 街区) 600 (B-3 街区)	97,000 〔69,200〕 1,000 〔950〕 800 〔750〕 900 〔850〕			令 2.9.10 都 告 第 1166 号	組合	西麻布三丁目北 東地区市街地再 開発組合
	令 2.12.17 区 告 第 347 号	赤坂七丁 目2番地 区第一種 市街地再 開発事業	港区赤坂 七丁目地 内	1.2	区画道路 4路線 約110m 約105m 約150m 約55m	1	—	—	1	8,710	92,000 〔60,970〕			令 4.6.24 都 告 第 971 号	組合	赤坂七丁目2番 地区市街地再開 発組合

市街地再開発事業(6)

都 市 計 画 区 域 名	決定年月日 (変更) 告示番号	名 称	位 置	施 行 区 域 面 積 (約 ha)	公共施設の配置 及び規模				街 区 数	建 築 敷 地 面 積 (約 m ²)	延 べ 面 積 [容積対象面積] (約 m ²)	住 宅 建 設 の 目 標		事 業 認 可 又 は 組 合 設 立 年 月 日 ・告 示 番 号	施 行 者	摘 要
					道 路	公 園 緑 地	下 水 道	そ の 他				戸 数 (約戸)	面 積 (約 m ²)			
東 京	令 3.6.30 区 告 第 178 号	虎ノ門一 丁目東地 区第一種 市街地再 開発事業	港区虎ノ 門一丁目 地内	1.1	幹線街路 2路線 (補助1号 線、放射 21号線) 区画道路 1路線 約100m	—	—	—	1	6,400	126,000 [96,000]			令 4.6.24 都 告 第 970 号	組合	虎ノ門一丁目東 地区市街地再開 発組合 国家戦略特別区 域法
	令 4.6.22 区 告 第 207 号	愛宕地区 第一種市 街地再開 発事業	港区愛宕 一丁目地 内	0.6	幹線街路 1路線 (放射21 号線) 約120m 区画道路 1路線 約50m	—	—	—	2	2,900 (I 街区) 790 (II 街区)	55,000 [37,700] 950 [850]			令 5.1.20 国 告 第 32 号	機構	独立行政法人都 市再生機構
	令 4.10.12 区 告 第 287 号	品川駅北 周辺地区 第一種市 街地再開 発事業	港区高輪 二丁目地 内	0.7	幹線街路 1路線 (放射19 号線)	—	—	—	2	2,500 (北街区) 4,000 (南街区)	26,600 [24,000] 39,900 [35,300]				組合	
	令 4.12.5 区 告 第 342 号	北青山三 丁目地区 第一種市 街地再開 発事業	港区北青 山三丁目 地内	2.9	幹線街路 1路線 (放射第4 号線) 区画道路 2路線 約160m 約130m	—	—	—	2	20,300 (B-1 街区) 1,100 (B-2 街区)	180,000 [156,000] 2,000 [1,500]			令 5.8.9 国 告 第 866 号	機構	独立行政法人都 市再生機構
	令 4.12.5 区 告 第 343 号	高輪三丁 目品川駅 前地区第 一種市街 地再開発 事業	港区高輪 三丁目地 内	2.2	幹線街路 1路線 (放射第 19号線) 地区内道 路 (歩行者 専用道 路、ア クセス車 路)	—	—	—	2	16,000 (C-1 街区) 580 (C-2 街区)	194,000 [158,000] 170 [160]			令 6.2.20 都 告 第 136 号	組合	高輪三丁目品川 駅前地区市街地 再開発組合 国家戦略特別区 域法
	令 5.10.10 区 告 第 348 号	三田五丁 目西地区 第一種市 街地再開 発事業	港区三田 五丁目、 白金一丁 目及び高 輪一丁目 各地内	1.3	幹線街路 2路線 (放射1号 線、補助 13号線) 区画道路 3路線 約95m 約180m 約80m	1	—	—	1	7,800	75,000 [49,700]				組合	
	令 6.4.8 区 告 第 171 号	六本木五 丁目西地 区第一種 市街地再 開発事業	港区六本 木五丁目、 六本 木六丁目 及び麻布 十番一丁 目各地内	9.2	幹線街路 3路線 (補助4号 線、拡幅 道路、環 状3号線) 区画道路 3路線 約330m 約160m 約530m	—	—	—	6	38,600 (A-1 街区) 680 (A-2 街区) 1,000 (A-3 街区) 14,400 (B 街区) 11,300 (C 街区) 4,900 (E 街区)	794,500 [649,300] 1,000 [810] 1,400 [1,400] 239,100 [149,900] 16,900 [16,900] 29,200 [18,700]				組合	国家戦略特別区 域法

土地区画整理事業

都市計画区域名	決定年月日 (変更) 告示番号	名称	面積 (約 ha)	公共施設の配置			事業月 年告示番号	地区名	施行者	面積 (約 ha)	換地処分年月日	摘要
				道路	公園	その他						
東京	昭 21.4.25 戦災復興 第13号	戦災復興	1,403.6	—	—	—	昭 23.7.22 都告 第410号	1	知事	39.7	昭 37.9.29	
	平 4.8.19 都告第968号	汐留	30.9	13路線 5,825m	—	—	昭 22.6.17 都告 第385号	麻布	組合	15.1	昭 27.12.16	
	平 28.4.19 区告 第142号	品川駅周辺	17.6	2路線 ほか	0.4ha	—	平 28.7.12 国告 第881号	品川駅北周辺	(独)都市 再生機構	14.7		国家戦略特 別区域法
	平 30.12.21 区告 第329号 (変更)						令元 8.1 国告 第319号 (変更)					公共施設の 配置及び 宅地の整備 方針の変更
	令 2.2.28 区告 第61号 (変更)						令 2.8.31 国告 第822号 (変更)					施行区域の 変更及び 公共施設の 配置の変更
	令 4.11.9 区告 第 312 号	品川駅西口	11.9	2路線 ほか	0.8ha	—	令 4.1.11 国告 第11号 (変更)	品川駅街区	(独)都市 再生機構	2.9		
	平 31.4.19 国告 第586号						平 31.4.19 国告 第586号	品川駅西口	(独)都市 再生機構	11.9		国家戦略特 別区域法

市街地改造事業

ア 区域及び地積

決定年月日 告示番号	名称	施行区域	面積 (約 ha)	摘要
昭 36.12.26 建告第 2963 号	新橋駅前市街地改造事業	港区新橋二、三丁目の各一部	2.9	最終変更 昭 41. 8. 24 建告第 2883 号

イ 広場

番号	名称	位置	地積 (約 m ²)	摘要	要
1	新橋駅付近地下道第 1 号	港区新橋二丁目地内	546	新橋駅付近地下道第 1 号の一部	
2	新橋駅付近広場第 2 号	〃	2,900	昭 36 建告第 2964 号東京都市計画新橋駅付近広場第 2 号の一部	

ウ 建築物の整備に関する計画

街区番号	敷地面積に対する建築密度		階数	壁面の位置の限度	各階の主要用途	
	建築面積割合	延べ面積割合				
1	9.5/10 以下	120/10 以下	地下 4 階 地上 9 階 塔屋 3 階	1 階～4 階 敷地境界線 5 階～9 階 敷地境界線から 0～15m	地下 4 階 機械室、倉庫等 地下 2 階及び 3 階 駐車場、倉庫等 地下 1 階、1 階～8 階 店舗、事務所等 9 階 住宅、事務所等	
2	10/10 以下	120/10 以下	地下 3 階 地上 9 階 塔屋 3 階	1 階～9 階 敷地境界線	地下 3 階 機械室、倉庫等 地下 2 階 駐車場、倉庫等 地下 1 階、1 階～8 階 店舗、事務所等 9 階 住宅、事務所等	
3	9.88/10 以下	110/10 以下	地下 4 階 地上 11 階 塔屋 2 階	1 階 敷地境界線から 1m (ただし歩廊の柱型を除く) 2 階～4 階 敷地境界線 5 階～11 階 1～53m	地下 4 階 機械室 地下 2 階及び 3 階 駐車場、倉庫等 地下 1 階、1 階～4 階 店舗、事務所等 5 階～10 階 事務所等 11 階 住宅、事務所等	
	関連施設		地下 2 階 地下 3 階		1 号 2 号駐車場、公共駐車場連結施設	

エ 建築敷地の整備に関する計画

種別・街区番号	建築敷地面積 (m ²)	摘要					要
建築敷地 1	2,820						
2	610						
3	5,600	通路約 82 m ² を含む					
小計	9,030						
区画街路	410	街区 1 の北側 幅員 8m 延長 46m					
緑地	90	街区 1 の北側					
合計	9,530						

改良地区

都市計画区域名	指定年月日 告示番号	地区名	位置	面積 (約 ha)	既存戸数	計画戸数		建設戸数	
						改良住宅	公営住宅	改良住宅	公営住宅
東京	昭 45. 6. 3 建告第 871 号	青山一丁目第一	港区南青山一丁目地内	0.4	80	66	0	66	0

地区計画(1)

地区名	位置	計画決定 (変更) 年月日 告示番号	面 積 (約 ha)	用 途 地 域	容積率 ／ 建蔽率 (%)	地区施設		建築物等								土地の利用の制限	基準法 による条例	備 考
						① 道 路	② ※ 公 園 広 場	③ 用 途	④ 容 積 率 HL (%)	⑤ 建 蔽 率 H (%)	⑥ 敷 地 面 積 L (m ²)	⑦ 建 築 面 積 m ²	⑧ 壁 面 位 置	⑨ 高 さ (m)	⑩ 形 態 意 匠	⑪ 垣 ・ 柵		
新橋一丁目地区	港区新橋一丁目地内	平2.8.7 区告第85号	3.5 (0.8)	商業	800/80	○1	○0 0 0 9						○		○			
汐留西地区	港区東新橋二丁目及び浜松町一丁目各地内	平10.12.24 区告第172号	5.5 (5.5)	商業	700/80	○13	○1 0 0 0	●	●H 700 600		●100		●	● 65 60 40 30	○		● 街並み誘導型	
		平11.12.1 区告第139号 (変更)	5.5 (5.5)			○13	○1 0 0 0	●	●H 同上		●同上		●	● 同上	○		● 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う変更及び土地区画整理事業の事業計画との整合に伴う変更	
三田小山町地区	港区三田一丁目地内	平13.7.6 区告第110号	4.3 (1.1)	近商 二住 一中	400/80 400/60 300/60	○4	○0 0 0 6	○					○		○			
		平17.1.19 区告第7号 (変更)	4.3 (2.1)			○5	○1 0 0 14	○			○150		○		○		三田小山町東地区第一種市街地再開発事業の決定に伴う変更	
		平28.6.17 区告第192号 (変更)	4.8 (4.7)		400/80 400/60	○5	○2 0 0 25	○			○同上		○	○ 165 125	○		三田小山町西地区第一種市街地再開発事業の決定に伴う変更	
赤坂四丁目築研坂地区	港区赤坂四丁目及び赤坂七丁目各地内	平14.4.26 区告第72号	2.1 (2.1)	商業	400/80 500/80 700/80 400/60 300/60	○5	○0 0 0 6	○	OL 200		○500		○		○			
		令5.3.8 区告第68号 (変更)	2.1 (2.1)	二住 一住		○5	○0 0 0 6	○	OL 同上		○同上		○		○		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更	
六本木三丁目地区	港区六本木三丁目地内	平18.3.31 区告第61号	0.9 (0.9)	商業 二住	700/80 300/60	○4	○0 0 0 2	○	OL 300		○500		○		○			
南麻布四丁目地区	港区南麻布三丁目、四丁目及び五丁目各地内	平19.4.6 区告第82号	3.3 (3.3)	一住 一中	300/60 200/60 300/60	○3		○			○500		○	○30	○			
港南四丁目地区	港区港南三丁目及び四丁目各地内	平19.8.22 区告第164号	5.1 (5.1)	一住	400/60	○1	○0 0 0 1	○					○		○			
浜松町一丁目地区	港区浜松町一丁目地内	平23.1.17 区告第13号	0.7 (0.7)	商業	600/80	○3	○1 0 0 2	○					○		○			
港南一丁目地区	港区港南一丁目地内	平23.10.7 区告第229号	22.5 (5.0)	準工	400/60	○○ 0 0 3	○○ 0	○					○		○			
		平30.12.21 区告第328号 (変更)	22.5 (5.0)			○○ 0 0 3	○○ 0	○					○		○		環状第4号線の都市計画変更に伴う変更	

地区計画(2)

地区名	位置	計画決定 (変更) 年月日 告示番号	面 積 (約 ha)	用 途 地 域	容積率 ／ 建蔽率 (%)	地区施設		建築物等								土地 の利 用の 制 限	基 準 法 に よ る 条 例	備 考
						① 道 路	② ※ 公 園 広 場	③ 用 途	④ 容 積 率 HL (%)	⑤ 建 蔽 率 H (%)	⑥ 敷 地 面 積 L (m ²)	⑦ 建 築 面 積 m ²	⑧ 壁 面 位 置	⑨ 高 さ (m)	⑩ 形 態 匠	⑪ 垣 ・ 柵		
浜松町駅西口地区	港区浜松町二丁目地内	平25.3.4 区告第38号	3.9 (3.2)	商業	600/80 700/80	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	●●●●							●●●●	○○○○	●●●●	●●●●	
		平29.1.24 区告第23号 (変更)	3.9 (3.9)			○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	●●●●							●●●●	○○○○	●●●●	●●●●	浜松町二丁目地区市街地再開発事業の決定に伴う変更
	港区浜松町二丁目及び海岸一丁目各地内	平30.3.7 区告第69号 (変更)	5.5 (5.5)	準工	600/80 700/80 200/60	○○○○ ○○○○ ○○○○	●●●●							●●●●	○○○○	●●●●	●●●●	
		令3.11.15 区告第305号 (変更)	5.5 (5.5)			○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	●●●●							●●●●	○○○○	●●●●	●●●●	主要用途の変更に伴う変更 国家戦略特別区域法
虎ノ門二丁目地区	港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地内	平26.6.16 区告第183号	3.7 (2.9)	商業	600/80 700/80	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	●●●●							●●●●	○○○○	●●●●	●●●●	
竹芝地区	港区海岸一丁目地内	平27.3.27 区告第81号	2.4 (2.4)	準工	400/60	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	●●●●							●●●●	○○○○	●●●●	●●●●	国家戦略特別区域法
		令5.3.8 区告第70号 (変更)	2.4 (2.4)			○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	●●●●							●●●●	○○○○	●●●●	●●●●	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更
西新橋一丁目北地区	港区西新橋一丁目地内	平29.5.22 区告第174号	4.2 (1.9)	商業	800/80	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	○○○○							○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	
泉岳寺駅地区	港区高輪一丁目、芝浦四丁目及び港南二丁目各地内	平29.11.30 区告第343号	1.3 (1.3)	商業	600/80	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	○○○○							○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	
芝浦一丁目地区	港区芝浦一丁目及び海岸二丁目各地内	平30.3.16 区告第80号	4.9 (4.9)	準工	400/60	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	●●●●							●●●●	○○○○	●●●●	●●●●	国家戦略特別区域法
赤坂二丁目地区	港区赤坂一丁目及び二丁目各地内	平30.6.21 区告第179号	2.0 (2.0)	商業	400/80 700/80	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	●●●●							●●●●	○○○○	●●●●	●●●●	国家戦略特別区域法
白金一丁目西部中地区	港区白金一丁目及び三丁目各地内	平30.7.2 区告第183号	1.6 (1.6)	近商 準工	400/80 400/60	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	○○○○							○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	
赤坂七丁目北地区	港区赤坂七丁目地内	令2.12.17 区告第345号	1.3 (1.3)	商業 二住	700/80 400/60	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	○○○○							○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	
赤坂二・六丁目地区	港区赤坂二丁目及び六丁目各地内	令3.11.15 区告第306号	1.7 (1.7)	商業	500/80 600/80	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	●●●●							●●●●	○○○○	●●●●	●●●●	国家戦略特別区域法
三田五丁目西地区	港区三田五丁目、白金一丁目及び高輪一丁目各地内	令5.10.10 区告第347号	1.3 (1.3)	商業 準工	500/80 400/60	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	○○○○							○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	
田町駅西口駅前地区	港区芝五丁目地内	令6.4.8 区告第169号	1.9 (1.9)	商業	700/80	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	●●●●							●●●●	○○○○	●●●●	●●●●	国家戦略特別区域法
環状第四号線沿道高輪地区	港区高輪三丁目地内	令6.10.10 区告第371号	2.9 (2.9)	商業 近商 二住 一中	600/80 400/80 300/60 300/60	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	●●●●							●●●●	○○○○	●●●●	●●●●	

()内は、地区整備計画区域面積
※上段：公園 2段目：緑地 3段目：広場 ○：都市計画に定められた項目
●：都市計画及び建築条例(建築基準法による)に定められた項目
Hは最高値 Lは最低値

再開発等促進区を定める地区計画(1)

地区名	位置	計画決定 (変更) 年月日 告示番号	面 積 (約 ha)	用途 地域	容積率 ／ 建蔽率 (%)	1号施設		地区施設		建築物等							土地の利用の制限 基準法による条例	備考	
						道 路	※ 公 園 廣 場	道 路	※ 公 園 廣 場	用 途	容 積 率 H L (%)	建 蔽 率 H (%)	敷 地 面 積 L (m ²)	建 築 面 積 L (m ²)	壁 面 位 置	高 さ H (m)	形 態 意 匠	垣 ・ 柵	
臨海副都心台場地区	港区台場一丁目、台場二丁目及び品川区東八潮各地内	平3. 1.30 都告第89号	71 (6.4)	商業準工住居	600/80 200/60 200/60	○9			○1 0 0 0	●	○H 430 750		● 0.9 2.3 (ha)		●	●H 110 120	○		● 1区域K街区 3区域G街区の決定
		平4. 7.13 都告第846号 (変更)	71 (27.1)			○9			○1 0 0 1	●	○H 430 750 ●H 300 580		● 0.9 1.3 1.4 1.7 2.3 (ha)		●	●H 40 62 110 120 122	○		● 2区域B、C、 D及び3区域 E、F街区の追加
		平5. 2. 1 都告第102号 (変更)	71 (29.5)			○9			○1 0 0 1	●	○H 同上 ●H 同上		● 0.5 0.9 1.3 1.4 1.7 2.3 (ha)		●	●H 40 60 62 110 120 122	○		● 3区域G-2 及びG-3街区の追加
		平5. 4. 6 都告第459号 (変更)	71 (35.3)			○9			○1 0 0 1	●	○H 同上 ●H 同上		● 同上		●	●H 同上	○		● 2区域A・L 街区 3区域G-1 街区の追加
		平5.7. 16 都告第796号 (変更)	71 (36.7)			○9			○1 0 0 1	●	○H 430 750 ●H 150 300 580		● 0.5 0.8 0.9 1.3 1.4 1.7 2.3 (ha)		●	●H 40 50 60 62 110 120 122	○		● 1区域J街区の追加
		平8. 8. 2 都告第913号 (変更)	71 (38.4)	商業準工一住	600/80 200/60 200/60	○9			○1 0 0 1	●	○H 430 570 750 ●H 150 300 580		● 同上		●	●H 同上	○		● 1区域I街区の追加 2区域B・C 街区の変更
		平11.2.26 都告第187号 (変更)	71 (38.4)			○9			○1 0 0 1	●	○H 同上 ●H 同上		● 同上		●	●H 同上	○		● 名称変更 3区域G-2 街区の変更
		平11.12.1 都告第1320号 (変更)	71 (38.4)			○9			○1 0 0 1	●	○H 同上 ●H 同上		● 同上		●	●H 同上	○		● 風営適正化法 の改正に伴う 建築物等の用途の制限の変更
		平16. 1.20 都告第53号 (変更)	71 (40.3)	商業準工一住 平16.6.24 商業準工一住	300/80 600/80 200/60 400/60 300/80 600/80 200/60 200/60 400/60	○9			○1 0 0 1	●	○H 300 430 570 750 ●H 150 580		● 同上		●	●H 40 50 60 62 110 115 120 122	○		● H街区の追加 B・C街区の変更

再開発等促進区を定める地区計画(2)

地区名	位置	計画決定 (変更) 年月日 告示番号	面 積 (約 ha)	用途 地域	容積率 ／ 建蔽率 (%)	1号施設		地区施設		建築物等							土地の利用の制限 基準法による条例	備考
						道 路	※ 公 園 広 場	道 路	※ 公 園 広 場	用 途	容 積 率 H L (%)	建 蔽 率 H (%)	敷 地 面 積 L (m ²)	建 築 面 積 L (m ²)	壁 面 位 置	高 さ H L (m)	形 態 意 匠	垣 ・ 柵
田町駅東口地区	港区芝浦三丁目及び芝浦四丁目各地内	平4.6.1 都告 第659号	5.7 (2.3)	商業 準工	500/80 400/60	○1			○0 1 0 1	●	○H 850	● 60			●	●H 150	○ ●	●
		平5.7.16 都告 第795号 (変更)	5.7 (2.3)			○1			○0 1 0 1	●	○H 同上	● 同上			●	●H 同上	○ ●	● 法改正に伴う 備考欄の追加
		平9.4.4 都告 第459号 (変更)	5.7 (2.3)		400/80 500/80 400/60	○1			○0 1 0 1	●	○H 同上	● 同上			●	●H 同上	○ ●	● 新用途地域の 決定に伴う表記 上の整合を図る ために変更
		令5.3.8 都告 第199号 (変更)	5.7 (2.3)			○1			○0 1 0 1	●	○H 同上	● 同上			●	●H 同上	○ ●	● 建築基準法の 改正に伴う建築 物等の用途の 制限の変更
品川駅東口地区	港区港南一丁目、港南二丁目及び品川区北品川一丁目各地内	平4.6.1 都告 第660号	16 (4.3)	商業 準工	600/80 400/60		○3 0 0 2		○0 2 0 2	●	○H 910				●		○ ●	●
		平5.7.16 都告 第794号 (変更)	16 (4.3)				○3 0 0 2		○0 2 0 2	●	○H 同上				●		○ ●	● 法改正に伴う 備考欄の追加
		平7.4.28 都告 第550号 (変更)	14.8 (4.3)				○3 0 0 2		○0 2 0 2	●	○H 同上				●		○ ●	● 新幹線品川新 駅計画との整合 を図るために変 更
		平9.4.4 都告 第460号 (変更)	14.8 (4.3)				○3 0 0 2		○0 2 0 2	●	○H 同上				●		○ ●	● 新用途地域の 決定に伴う表記 上の整合を図る ために変更
		平11.2.26 都告 第189号 (変更)	14.8 (11.1)				○3 0 0 2		○0 3 0 2	●	○H 910 950				●		○ ●	● B-1地区の 追加
		平11.12.1 都告 第1319号 (変更)	14.9 (13.3)				○3 0 0 2		○0 4 0 2	●	○H 680 900 910 950				●		○ ●	● A-2地区 B-3地区 の追加
		平12.6.26 都告 第837号 (変更)	16.2 (15.2)				○3 0 0 2		○0 4 0 4	●	○H 同上				●		○ ●	● B-2地区の 追加
		平13.7.2 都告 第875号 (変更)	16.2 (16.2)	商業 準工	平16.6.24 変更 600/80 700/80 400/60		○3 0 0 2		○0 5 0 4	●	○H 680 780 900 910 950				●		○ ●	● B-4地区の 追加
		令5.3.8 都告 第199号 (変更)	16.2 (16.2)				○3 0 0 2		○0 5 0 4	●	○H 同上				●		○ ●	● 建築基準法の 改正に伴う建築 物等の用途の 制限の変更

再開発等促進区を定める地区計画(3)

地区名	位置	計画決定(変更)年月日 告示番号	面積 (約 ha)	用途地域	容積率 ／ 建蔽率 (%)	1号施設		地区施設		建築物等						土地の利用の制限 による条例	基準法による 備考
						道 路	※ 公 園 広 場	道 路	※ 公 園 広 場	用 途	容 積 率 H L (%)	建 蔽 率 H (%)	敷 地 面 積 L (m ²)	建 築 面 積 L (m ²)	壁 面 位 置	高 さ H (m)	形 態 意 匠
汐留地区	港区東新橋一丁目、東新橋二丁目及び海岸一丁目各地内	平 4.8.19 都 告 第 967 号	30.9 (-)	商業 準工	600/80 700/80 800/80 400/60	○0 0 2 2											
		平 7.2.10 都 告 第 133 号 (変更)	30.9 (-)			○0 0 1 2											補助線街路第4号線の交通広場の決定に合わせ、整合をとるために変更
		平 8.8.2 都 告 第 912 号 (変更)	30.9 (8.6)			○0 0 1 2		●			● 5000		●	○	●	●	A、B、C街区第1次整備計画決定
		平 9.4.4 都 告 第 461 号 (変更)	30.9 (8.6)			○0 0 1 2		●			● 同上		●	○	●	●	都市計画道路の変更に伴う主要な公共施設の配置変更
		平 10.12.24 都 告 第 1253 号 (変更)	25.1 (14.0)		600/80 800/80 400/60	○0 0 4 7	○1	○1 0 3 4	●	○H 600 1200 ●L 800	● 同上	● ●H 170 193 219 221	○	●	●	●	A、B、C街区の第2次整備計画決定D南、H、公園街区の整備計画決定
		平 11.8.27 都 告 第 988 号 (変更)	25.1 (23.1)	商業 準工 一住	600/80 700/80 800/80 400/60 200/60	○0 0 4 7	○1	○1 0 3 6	●	○H 600 700 840 1200 ●L 800	● 5000 3000	● ●H 140 170 193 219 221	○	●	●	●	D北3街区の整備計画決定D北1、D北2、E、I街区第1次整備計画決定
		平 12.3.17 都 告 第 298 号 (変更)	25.1 (23.1)			○0 0 4 7	○1	○1 0 3 7	●	○H 600 700 840 900 1200 ●L 800	● 同上	● ●H 140 170 180 193 219 221	○	●	●	●	E街区第2次整備計画決定
		平 13.7.2 都 告 第 874 号 (変更)	25.1 (23.1)			○0 0 4 7	○1	○1 0 3 7	●	○H 同上 ●L 同上	● 同上	● ●H 同上	○	●	●	●	D北2街区第2次整備計画の決定
		平 14.2.6 都 告 第 120 号 (変更)	25.1 (23.1)			○0 0 4 7	○1	○1 0 3 7	●	○H 同上 ●L 同上	● 同上	● ●H 140 170 180 184 193 219 221	○	●	●	●	D北1、D北2街区の変更
		平 14.9.27 都 告 第 1133 号 (変更)	25.1 (23.1)			○0 0 4 7	○1	○1 0 4 8	●	○H 同上 ●L 同上	● 同上	● ●H 同上	○	●	●	●	I街区の分割に伴う変更
		平 16.3.1 都 告 第 225 号 (変更)	25.1 (23.1)			○0 0 4 7	○1	○1 0 4 8	●	○H 同上 ●L 同上	● 同上	● ●H 130 140 170 180 184 193 219 221	○	●	●	●	I街区の変更
		平 17.1.19 都 告 第 33 号 (変更)	25.1 (23.1)			○0 0 4 7	○1	○1 0 4 8	●	○H 600 840 900 1200 ●L 800	● 同上	● ●H 同上	○	●	●	●	I-2街区区域の変更
		令 5.3.8 都 告 第 199 号 (変更)	25.1 (23.1)			○0 0 4 7	○1	○1 0 4 8	●	○H 同上 ●L 同上	● 同上	● ●H 同上	○	●	●	●	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更

再開発等促進区を定める地区計画(4)

地区名	位置	計画決定 (変更) 年月日 告示番号	面 積 (約 ha)	用途 地域	容積率 ／ 建蔽率 (%)	1号施設		地区施設		建築物等							土地の利用の制限 による条例	基準法による 備考	
						道 路	※ 公 園 広 場	道 路	※ 公 園 広 場	用 途	容 積 率 H L (%)	建 蔽 率 H (%)	敷 地 面 積 L (m ²)	建 築 面 積 L (m ²)	壁 面 位 置	高 さ H L (m)	形 態 意 匠		
永田町二丁目地区	千代田区永田町二丁目及び港区赤坂二丁目各地内	平 5.4.6 都 告 第 452 号	5. 9 (5. 9)	商 業	500/80 700/80	○1	○0 0 0 3	○1		●	○H 300 910 1300	● 50 ○ 70	● 1.0 ○ 0.5 (ha)		●		○	●	
		平11.12.1 都 告 第1320号 (変更)	5. 9 (5. 9)			○1	○0 0 0 3	○1		●	○H 同上	● 同上 ○ 同上		●		○	●	風営適正化法の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更	
		平17.3.11 都 告 第333号 (変更)	5. 9 (5. 9)			○1	○0 0 0 3	○1		●	○H 同上	● 同上 ○ 同上		●	○H 130	○	●	C地区の施設計画の具体化に伴う変更	
六本木一丁目西地区	港区赤坂一丁目、六本木一丁目及び六本木三丁目各地内	平 6.4.19 都 告 第 501 号	7. 3 (6. 7)	商 業 住 居 二 専	600/80 700/80 300/60 300/60	○4	○0 0 0 2	○1	○0 0 0 9	●	●H 60 ○H 540 700 780 1000			●		○	●		
		平11.12.1 都 告 第1320号 (変更)	7. 3 (6. 7)			平16.6.24 都 告 第1320号 (変更)	○4	○0 0 0 2	○1	○0 0 0 9	●	●H 同上 ○H 同上			●		○	●	風営適正化法の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更
		平18.1.23 都 告 第 48 号 (変更)	7. 3 (6. 7)			二 住	400/60 300/60	○4	○0 0 0 2	○1	○0 0 0 11	●	●H 60 ○H 540 700 860 1000 ○L 350	● 50	● 200	●	○	●	地区分割に伴う変更
		平22.6.21 都 告 第 908 号 (変更)	7. 3 (6. 7)			二 中	○4	○0 0 0 2	○1	○0 0 0 12	●	●H 60 ○H 540 700 860 1000 ○L 350	● 同上	● 同上	●	○	●	B-1 地区の整備計画変更に伴う変更	

再開発等促進区を定める地区計画(5)

地区名	位置	計画決定(変更)年月日 告示番号	面積 (約ha)	用途地域	容積率/ 建蔽率(%)	1号施設		地区施設		建築物等							土地の利用の制限	基準法による条例	備考		
						道	※公園 広場	道	※公園 広場	用途	容積率H L(%)	建蔽率H (%)	敷地面積L (m ²)	建築面積L (m ²)	壁面位置	高さH L(m)	形態意匠				
六本木六丁目地区	港区六本木六丁目及び元麻布三丁目各地内	平7.4.28 都告第547号	12.7 (12.1)	商業 近商 住居 二専	500/80 700/80 400/80 300/60 400/60 300/60	○2	○1 0 0 3	○5	○0 0 0 4	●	●H 330 ○H 400 520 530 840				●	○		●			
		平11.12.1 都告第1320号 (変更)	12.7 (12.1)			○2	○1 0 0 3	○5	○0 0 0 4	●	●H 同上 ○H 同上				●	○		●	風営適正化法の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更		
		平12.6.26 都告第838号 (変更)	12.7 (12.1)			○2	○1 0 0 3	○5	○0 0 0 5	●	●H 50 110 180 330 ○H 400 520 630 840				●	○		●	街区の変更		
		平13.7.6 都告第898号 (変更)	12.7 (12.1)			○2	○1 0 0 4	○5	○0 0 0 5	●	●H 同上 ○H 同上				●	○		●	立体広場の整備街区形状の整形化		
		平14.6.28 都告第849号 (変更)	12.7 (12.3)		平16.6.24変更 商業 近商 二住 一中	600/80 700/80 400/80 400/60 300/60	○2	○1 0 0 4	○5	○0 0 0 5	●	●H 50 110 180 330 380 ○H 400 520 630 840				●	○		●	I街区の新規追加に伴う変更	
		平9.7.11 都告第790号	2.4 (2.4)		商業 近商	500/80 600/80 400/80		○0 0 0 1		○0 0 0 6	●	○H 600 700				●	●H 90 100	○		●	
芝三丁目東地区	港区芝三丁目及び芝五丁目各地内	平11.12.1 都告第1320号 (変更)	2.4 (2.4)				○0 0 0 1		○0 0 0 6	●	○H 同上				●	●H 同上	○		●	風営適正化法の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更	
		平10.2.3 都告第71号	6.6 (4.5)	商業 二住 一住	600/80 400/60 200/60		○0 0 1 0		○0 0 0 3	●	○H 760 960				●	●H 165 190	○		●		
愛宕地区	港区愛宕一丁目、愛宕二丁目及び虎ノ門三丁目各地内	平11.12.1 都告第1320号 (変更)	6.6 (4.5)		平16.6.24変更 商業	500/80 600/80 700/80		○0 0 1 0		○0 0 0 3	●	○H 同上				●	●H 同上	○		●	風営適正化法の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更
		平27.9.18 都告第1418号 (変更)	7.7 (5.2)			400/60 200/60		○0 0 2 0		○0 0 0 6	●	○ 760 960 1200		● 5000		●	●H 165 190 220	○		●	国家戦略特別区域法
		令4.3.10 都告第282号 (変更)	7.7 (7.3)					○0 0 2 0		○0 2 2 6	●	○H 150 580 760 960 1200 1300 ○L 50 500	○ 80	● 5000 ○ 200 1000 2000	● 100 1000	●	●H 165 190 220 ○H 11 15 50 160	○		●	E・F・G・H地区の地区整備計画追加に伴う変更
		平10.10.7 都告第1024号	2.9 (2.9)		商業 準工	500/80 400/60	○3	○1 0 2 0	○2	○0 0 0 4	●	○H 400 550 810 ●L 270 140	● 60		● 200	●	●H 60	○		●	
		平11.12.1 都告第1320号 (変更)	2.9 (2.9)				○3	○1 0 2 0	○2	○0 0 0 4	●	○H 同上 ●L 同上			● 同上	●	●H 同上	○		●	風営適正化法の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更
白金一丁目東地区	港区白金一丁目地内	平10.10.7 都告第1024号	2.9 (2.9)																		

再開発等促進区を定める地区計画(6)

地区名	位置	計画決定(変更)年月日 告示番号	面積 (約 ha)	用途地域	容積率 /建蔽率 (%)	1号施設		地区施設		建築物等						土地の利用の制限	基準法による条例	備考	
						道	※公園広場	道	※公園広場	用途	容積率H L (%)	建蔽率H (%)	敷地面積L (m ²)	建築面積L (m ²)	壁面位置	高さH L (m)	形態意匠		
環状第二号線新橋・虎ノ門地区	港区新橋三丁目、新橋四丁目、西新橋二丁目、虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目及び愛宕一丁目各地内	平10.12.24 都告第1256号	8.5 (7.5)	商業	600/80 700/80	○1	○0 0 1 0	○1	○0 0 2 0	●	●H 200 ○H 940 ●L 70 350	● 60 80	● 5000	● 200	●	●H 一部 20	○		●立体道路制度
	平11.12.1 都告第1320号 (変更)	8.5 (7.5)	○1			○0 0 1 0	○1	○0 0 2 0	●	●H 同上 ○H 同上 ●L 同上	● 同上	● 同上	● 同上	● ●H 一部 20	○		●風営適正化法の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更		
	平12.6.26 都告第839号 (変更)	8.8 (8.0)	○1			○0 0 1 0	○2	○0 0 2 1	●	●H 340 530 ○H 940 ●L 70 627	● 同上	● 同上	● 同上	● ●	○		●地区区分の変更に伴う変更		
	平18.1.23 都告第51号 (変更)	8.8 (8.0)	○1			○0 0 1 0	○2	○0 0 2 2	●	●H 500 530 ○H 930 ●L 70 627	● 同上	● 同上	● ●				I街区の整備計画変更に伴う変更		
	平20.6.20 都告第899号 (変更)	8.8 (8.0)	○1			○0 0 1 0	○2	○0 0 1 4	●	●H 500 530 ○H 1150 ●L 70 700	● 同上	● 同上	● ●				III街区の整備計画変更に伴う変更		
	平27.2.20 都告第198号 (変更)	13.8 (13.5)	○1			○0 0 1 0	○2	○0 0 1 5	●	●H 500 530 ○H 1150 800 ●L 70 700	● 同上	● 5000 250	● 同上	● ●H 80	○		●区域拡大(IV~IX街区)に伴う変更		
	平27.6.15 都告第975号 (変更)	13.8 (13.5)	○1			○0 0 1 1	○2	○0 0 2 7	●	●H 500 530 ○H 1150 1000 800 ●L 70 700	● 同上	● 5000 250 1000	● 同上	● ●H 同上	○		V-1街区の地区整備計画の変更、主要な公共施設、地区施設の追加に伴う変更		
	平27.12.17 都告第1808号 (変更)	13.8 (13.5)	○1			○0 0 1 1	○2	○0 0 2 9	●	●H 同上 ○H 同上 ●L 同上	● 同上	● 5000 250 500 1000	● 同上	● ●H 同上	○		VII-2街区の地区整備計画の変更、地区施設の追加に伴う変更		
	平30.3.7 都告第288号 (変更)	13.8 (13.5)	○1			○0 0 1 1	○2	○0 0 2 10	●	●H 500 530 ○H 1150 1000 800 ●L 70 700	● 同上	● 同上	● ●	● ●H 同上	○		IX-1街区の地区整備計画の変更、主要な公共施設の変更、地区施設の追加に伴う変更		
	令元6.17 都告第132号 (変更)	13.8 (13.5)	○1			○0 0 1 1	○2	○0 0 3 11	●	●H 同上 ○H 同上 ●L 同上	● 同上	● 同上	● ●	● ●H 同上	○		V-2街区の地区整備計画の変更、主要な公共施設の変更、地区施設の追加に伴う変更		
	令5.3.8 都告第199号 (変更)	13.8 (13.5)	○1			○0 0 1 1	○2	○0 0 3 11	●	●H 同上 ○H 同上 ●L 同上	● 同上	● 同上	● ●	● ●H 同上	○		●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更		

再開発等促進区を定める地区計画(7)

地区名	位置	計画決定 (変更) 年月日 告示番号	面 積 (約 ha)	用途 地域	容積率 ／ 建蔽率 (%)	1号施設		地区施設		建築物等						土地の利用の制限 基準法による条例	備考	
						道 路	※ 公 園 広 場	道 路	※ 公 園 広 場	用 途	容 積 率 H L (%)	建 蔽 率 H (%)	敷 地 面 積 L (m ²)	建 築 面 積 L (m ²)	壁 面 位 置	高 さ H L (m)	形 態 意 匠	
赤坂九 丁目地区	港区赤坂六 丁目、赤坂 九丁目及び 六本木四丁 目各地内	平13.4.26 都告 第621号	10.1 (8.5)	商業 二住	500/80 300/60	○1	○0 0 0 3			○					○	○	●	
		平15.3.31 都告 第381号 (変更)	10.1 (10.1)			○1	○0 0 0 3	○0 0 0 2	●	○H 670					●	○	●	街区の変更
		平16.11.15 都告 第1589号 (変更)	10.2 (10.2)			○1	○0 0 0 7	○0 0 0 2	●	○H 同上					●	○	●	区域の変更
		平25.6.17 都告 第893号 (変更)	10.9 (10.9)			○1	○0 0 0 11	○0 0 0 2	●	○H 630 670 ●L 300	● 60	● 1000	● 600	● ●		○	●	C区域の追加
		令5.3.8 都告 第199号 (変更)	10.9 (10.9)			○1	○0 0 0 11	○0 0 0 2	●	○H 同上 ●L 同上	● 同上	● 同上	● 同上	● ●		○	●	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う建築物等の用途の制限の変更
		平元.7.5 区告 第76号	10.5 (10.5)					○6	○0 0 0 1 1	○					○	○	○	○緑地の保存
六本木・ 虎ノ門地区	港区六本木 一丁目、六 本木三丁目 虎ノ門五丁 目及び麻布 台一丁目各 地内	平5.7.16 区告 第60号 (変更)	10.5 (10.5)	商業 住居 二専	500/80 700/80 400/60 300/60			○6	○0 0 0 11	○					○	○	○	○緑地の保存 法改正に伴う備考欄の追加
		平9.4.4 区告 第47号 (変更)	10.5 (10.5)					○6	○0 0 0 11	○					○	○	○	○緑地の保存 新用途地域の決定に伴う表記上の整合を図るために変更
		港区六本木 一丁目、六 本木三丁目、 虎ノ門四 丁目、虎ノ門 五丁目及び 麻布台一 丁目各地内	平19.8.2 区告 第148号 (変更)			○0 0 0 2	○8	○0 0 0 18	●	●H 50 370 ○H 720 ●L 240 10	● 60 50		● 200 10	● ●H 210 5 60	○	○	●	虎ノ門・六本木地区第一種市街地再開発事業の決定に伴う再開発等促進区(C街区)の追加
	港区六本木 一丁目、六 本木三丁目、 虎ノ門四 丁目、虎ノ門 五丁目、麻 布台一丁目 及び赤坂一 丁目各地内	令6.12.16 都告 第1230号 (変更)	11.7 (11.7)			○3	○0 0 0 3	○8	○0 0 0 22	●	●H 同上 ○H 720 ●L 同上	● 同上	● ●H 210 5 60 225	○	○	●	再開発等促進区(D街区)の追加	
赤坂一 丁目地区	港区赤坂一 丁目地内	平23.9.12 区告 第207号	3.0 (3.0)	商業	600/80 700/80	○1	○0 0 0 2	○2	○0 0 0 3	●	○H 900 ●L 300	● 80	● 5000 3000	● 500	●	○	●	
六本木 三丁目東 地区	港区六本木 三丁目地内	平23.9.30 区告 第216号	2.7 (2.7)	商業 二住 令5.4.28 変更 商業	600/80 700/80 300/60 600/80 700/80	○2	○0 0 0 3	○1	○0 0 0 3	●	●H 100 ○H 960 ●L 50 600	● 70 80	● 500 3000	● 200	●	○	●	

再開発等促進区を定める地区計画(8)

再開発等促進区を定める地区計画(9)

地区名	位置	計画決定(変更)年月日 告示番号	面積 (約 ha)	用途地域	容積率/ 建蔽率(%)	1号施設		地区施設		建築物等						土地の利用の制限 基準法による条例	備考	
						道	※公園広場	道	※公園広場	用途	容積率H L (%)	建蔽率H (%)	敷地面積L (m ²)	建築面積L (m ²)	壁面位置	高さH L (m)	形態意匠	
品川駅周辺地区	港区港南一丁目、港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目、高輪三丁目及び三田三丁目各地内	平28.4.19 都告第862号	18.0 (13.9)	商業準工	600/80 400/60	○1	○1 0 0 0	○4										国家戦略特別区域法 立体道路制度
		平31.4.26 都告第714号 (変更)	18.3 (14.2)			○1	○1 0 0 2	○5	○0 0 0 23	●					●	○	●	国家戦略特別区域法 区域の拡大・追加、新たな地区整備計画の策定に伴う変更
		令3.11.5 都告第1351号 (変更)	18.3 (14.2)			○1	○1 0 0 2	○5	○0 0 0 24	●					●	○	●	国家戦略特別区域法 高輪築堤の保存に伴う変更
		令4.6.17 都告第941号 (変更)	21.6 (17.0)			○1	○1 0 0 8	○5	○0 0 0 33	●	●H 950 890 ●L 600	●80	●1500	●500	●●H 115	○	●	区域の拡大・追加、新たな地区整備計画の策定に伴う変更
		令6.4.8 都告第530号 (変更)	22.2 (17.9)			○1	○1 0 0 ○9	○5	○0 0 0 45	●	●●H 770 200 ●L 500 100	●60	●1000	●3000	●●H 70 90 180 30	○	●	国家戦略特別区域法 区域7、区域A及び区域Cの拡大に伴う変更
北青山三丁目地区	港区北青山三丁目地内	平28.10.3 都告第1677号	5.8 (3.9)	商業一住	600/80 700/80 400/60	○0 0 1 0	○2	○0 0 0 1	●					●●H 70 90	○	●		
		令4.10.3 都告第1311号 (変更)	5.9 (4.8)			○1	○0 0 2 0	○2	○0 0 0 5	●	●H 770 200 ●L 500 100	●60	●1000	●3000	●●H 70 90 180 30	○	●	B地区の整備計画の追加に伴う変更
三田三・四丁目地区	港区三田三丁目及び三田四丁目各地内	平29.9.12 都告第1383号	5.5 (4.0)	商業住二住一中	600/80 300/60 300/60 300/60	○2 0 0 5		○0 0 0 10	●	○H 890 ●H 220 180 ●L 300 80 60	●50 ●60 ●70	●5000	●200	●●H 165 12	○	●	国家戦略特別区域法	
台虎ノ門・麻布	港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目及び六本木三丁目各地内	平29.9.12 都告第1384号	10.9 (10.9)	商業二住二中	400/80 500/80 600/80 300/60 300/60	○2	○0 0 0 2	○2	○1 0 0 23	●	○H 700 450 430				●●H 70 90	○	●	国家戦略特別区域法
虎ノ門一・二丁目地区	港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地内	平30.3.16 都告第385号	3.3 (2.5)	商業	600/80 700/80	○1	○1 0 1 6	○7	○0 0 0 11	●					●●H 80	○	●	国家戦略特別区域法
		令2.3.5 都告第258号 (変更)	3.3 (2.8)			○1	○1 0 1 6	○7	○0 0 0 14	●	○H 740	●80	●1000	●●H 80	○	●	C街区の新規追加に伴う変更	
品川駅西口地区	港区高輪三丁目地内	平30.6.18 都告第872号	14.8	商業商住	600/80 400/80 300/60	○0 0 0 1												
		令4.11.9 都告第1451号 (変更)	14.7 (13.9)			○1	○1 0 0 5	○3	○0 0 0 21	●	●H 1000 990 50 ●L 420 10	●50 ●60 ●5000	●200	●●H 165 12	○	●	地区整備計画の追加に伴う変更 国家戦略特別区域法	
北西東麻布地区三丁目	港区西麻布三丁目及び六本木六丁目各地内	平31.4.19 区告第108号	1.7 (1.6)	商業近商二中	600/80 700/80 400/80 200/60	○0 0 1 4		○0 3 0 2	●	○H 930 ●H 150 ●L 400 50	●60 ●70	●500	●200	●●H 200 17	○	●		
有楽町・銀座・新橋周辺地区	千代田区丸の内三丁目、有楽町二丁目、内幸町一丁目、中央区八重洲二丁目、京橋三丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目及び港区新橋一丁目各地内	令5.1.13 都告第19号	5.2 (0.9)	商業	700/80 800/80 900/80	○0 0 4 3		○0 0 4 3	○					○			国家戦略特別区域法	
		令5.12.18 都告第1267号 (変更)	7.3 (7.3)			○0 0 1 0		○0 0 5 3	●					○		●		

再開発等促進区を定める地区計画(10)

地区名	位置	計画決定 (変更) 年月日 告示番号	面 積 (約ha)	用途 地域	容積率 ／ 建蔽率 (%)	1号施設		地区施設		建築物等								土地の利用の制限 基準法による条例	備考
						道 路	※ 公 園 廣 場	道 路	※ 公 園 廣 場	用 途	容 積 率 H L (%)	建 蔽 率 H (%)	敷 地 面 積 L (m ²)	建 築 面 積 L (m ²)	壁 面 位 置	高 さ H L (m)	形 態 意 匠	垣 ・ 柵	
西六 地区木 木本 木本五 六本木 六丁目及 六丁目 地内	港区六本木五 木本木六 六丁目及 六丁目 地内	令 6.4.8 都告 第 531 号	10.3 (10.3)	商業 近商 一住 二中	500/80 700/80 400/80 300/60 300/60	○2 0 0 5 22	○0 0 0 22	○2 0 0 22	○0 0 0 22	●					●	○		● 国家戦略特別区域法	

()内は、地区整備計画区域面積 ○ : 都市計画に定められた項目 ● : 都市計画及び建築条例(建築基準法による)に定められた項目

※上段 : 公園 2段目 : 緑地 3段目 : 広場 下段 : その他の公共空地の各箇所数 Hは最高値 Lは最低値
特記なき限り、単位は項目欄の記載による

都市施設関係 道路 幹線街路(放射)(1)

幹線街路(放射)(2)

決定年月日 告示番号	名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長 (約 m)	車 線 の 数	幅 員 (約 m)	
昭 39.2.7 建 告 第 148 号	放 28	放 射 第 28 号線	港区新橋一丁目	台東区上野七丁目	港区新橋一丁目	5,670	—	27	港区内完成

幹線街路(環狀)

幹線街路(補助線街路)(1)

決定年月日 告示番号	名 称		位 置			区域	構 造		備 考	
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地		延 長 (約 m)	車線の数		
昭 21.4.25 戦 復 告 第 1 5 号	補1	補助線街路 第 1 号線	港区新橋二丁目	港区虎ノ門二丁目			1,380	—	33	完成 (隅切一部除く)
昭 21.4.25 戦 復 告 第 1 5 号	補2	補助線街路 第 2 号線	港区虎ノ門一丁目	港区芝公園四丁目	港区麻布台一丁目	1,900	—	30	一部完成	
			港区虎ノ門五丁目	港区麻布台二丁目		340		33		
昭 39.2.7 告 第 1 4 8 号	補3	補助線街路 第 3 号線	港区芝大門一丁目	港区虎ノ門五丁目	港区西新橋三丁目	960	—	22	完成	
昭 21.4.25 戦 復 告 第 1 5 号	補4	補助線街路 第 4 号線	港区海岸一丁目	港区南青山一丁目	港区六本木七丁目	4,070	—	25	一部完成	
			"	港区芝公園二丁目		630		27	一部事業決定	
			港区芝公園二丁目	"		230		20		
			"	港区麻布台一丁目		730		18		
			港区南青山一丁目	港区南青山一丁目		130		22		
			海岸一丁目地内に面積約 2,500 m ² の交通広場を設ける。							
昭 21.4.25 戦 復 告 第 1 5 号	補5	補助線街路 第 5 号線	港区赤坂二丁目	目黒区中目黒一丁目	港区南青山二丁目	5,340	—	15	完成	
			港区赤坂九丁目	港区南青山二丁目		510		15.5~	(隅切一部除く)	
			港区南青山七丁目	渋谷区広尾一丁目		1,200		12.1		
			なお 支線1	支線 1 港区南青山二丁目		90		20		
昭 31.4.13 建 告 第 6 5 7 号	補6	補助線街路 第 6 号線	港区西麻布一丁目	港区南青山二丁目		440	—	22	完成 (隅切一部除く)	

幹線街路(補助線街路)(2)

決定年月日 告示番号	名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地		延 長 (約 m)	車 線 の 数	
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補 7	補助線街路 第 7 号線	港区三田二丁目	渋谷区広尾三丁目	港区元麻布二丁目	2,930	—	15	一部完成 一部事業決定 令 4.3.7 終点位置、延長の変更(渋谷区)
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補 8	補助線街路 第 8 号線	港区南麻布二丁目	港区南麻布四丁目	港区南麻布三丁目	1,220	—	25	完成
			港区南麻布三丁目	〃		260	—	32.65	
			港区南麻布四丁目	〃		250		30	
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補 9	補助線街路 第 9 号線	港区南麻布三丁目	港区南麻布四丁目		660	—	15	未完成 一部事業決定 平 10.10.7 区告第139号 線形の変更
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補 10	補助線街路 第 10 号線	港区六本木六丁目	港区南麻布五丁目	港区西麻布三丁目	1,180	—	15	未完成
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補 11	補助線街路 第 11 号線	港区三田三丁目	渋谷区恵比寿一丁目	港区白金三丁目	3,480	—	20	一部完成 一部事業決定
			〃	港区三田四丁目		320	—	30	
			港区三田四丁目	港区高輪一丁目		870		25	
昭 39.2.7 建 告 第 148 号	補 12	補助線街路 第 12 号線	港区六本木七丁目	港区六本木七丁目		750	—	12	一部完成
			〃	〃		160	20		
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補 13	補助線街路 第 13 号線	港区三田五丁目	港区高輪二丁目		2,010	—	20	一部完成
			〃	港区三田五丁目		120	18		
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補 14	補助線街路 第 14 号線	港区三田三丁目	港区高輪四丁目	港区高輪一丁目	2,810	—	15	一部完成
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補 16	補助線街路 第 16 号線	港区港南三丁目	品川区東品川二丁目	港区港南五丁目	1,870	6 車線	40	一部完成 平 30.12.21 都告第1724号 起点位置、延長の変更 車線数の決定
			港区港南三丁目	港区港南五丁目		80	4 車線	25	
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補 17	補助線街路 第 17 号線	港区白金台五丁目	港区白金台五丁目		1,060	—	19	完成 (隅切一部除く)
			〃	品川区上大崎二丁目		380	—	18.5~20	
			〃	港区白金台五丁目		430		18.5~36	
昭 39.2.7 建 告 第 148 号	補 23	補助線街路 第 23 号線	港区南青山六丁目	港区南青山五丁目		810	—	25	未完成
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補 24	補助線街路 第 24 号線	渋谷区宇田川町	港区北青山二丁目		3,210	—	20	港区内完成
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補 56	補助線街路 第 56 号線	新宿区四谷一丁目	港区元赤坂二丁目		1,080	—	20~17	一部完成
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補 64	補助線街路 第 64 号線	港区元赤坂二丁目	千代田区五番町		1,220	—	15	未完成
昭 22.2.20 戦 復 告 第 55 号	補 96 の1	補助線街路 第 96 の1号線	中央区八重洲二丁目	港区新橋一丁目		1,240	—	27~40	港区内完成
昭 21.4.25 戦 復 告 第 15 号	補 123	補助線街路 第 123 号線	港区港南四丁目	港区港南一丁目	港区港南四丁目	1,140	4 車線	25	一部完成 平 19.8.22 都告第1099号 車線数の決定 線形の変更 平 30.12.21 区告第327号 終点位置、延長の変更
			港区港南二丁目地内に約 14,000 m ² の交通広場を設ける。ただし約 4,300 m ² は嵩上式						
昭 28.3.30 建 告 第 364 号	補 146	補助線街路 第 146 号線	港区芝浦二丁目	品川区勝島一丁目	港区港南二丁目	5,830	4 車線 (港区内)	27	一部完成 平 12.10.3 都告第1166号 車線数の決定
			港区港南二丁目	品川区東大井一丁目		2,450	25		

幹線街路(補助線街路)(3)

決定年月日 告示番号	名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地		延 長 (約 m)	車 線 の 数	幅 員 (約 m)
昭 28.3.30 建 告 第 364 号	補 147	補助線街路 第 147 号線	港区芝五丁目	港区芝浦三丁目		560	—	25	一部完成
昭 28.3.30 建 告 第 364 号	補 149	補助線街路 第 149 号線	港区港南二丁目	品川区北品川一丁目		660	—	20	未完成
昭 33.2.6 建 告 第 164 号	補 150	補助線街路 第 150 号線	港区港南五丁目	品川区東品川五丁目		1,330	—	25	港区内完成
昭 39.2.7 建 告 第 148 号	補 165	補助線街路 第 165 号線	港区北青山二丁目	渋谷区神宮前三丁目		810	—	15	未完成
昭 39.2.7 建 告 第 148 号	補 194	補助線街路 第 194 号線	港区南青山六丁目	港区南青山五丁目		480	—	15	完成
昭 39.2.7 建 告 第 148 号	補 196	補助線街路 第 196 号線	港区芝二丁目	港区芝浦二丁目		1,210	—	27	完成
			〃	港区芝二丁目		360		25	(隅切一部除く)
			港区芝一丁目	港区芝浦一丁目		190		33	
昭 49.3.2 建 告 第 227 号	補 298	補助線街路 第 298 号線	港区台場	江東区青海一丁目		2,680	—	40	港区内完成
平元.1.20 都 告 第 47 号	補 310	補助線街路 第 310 号線	港区芝浦三丁目	港区海岸三丁目	港区芝浦四丁目	660	—	18	完成
			芝浦三丁目地内に約7,000 m ² の交通広場を設ける。ただし約500 m ² は嵩上式						平 4.6.1 都告第 665 号 交通広場設置
平 2.7.20 都 告 第 852 号	補 313	補助線街路 第 313 号線	港区東新橋一丁目	港区海岸一丁目		1,140	—	40	完成
	な お	支線1	支線 1 港区東新橋一 丁目	港区東新橋一丁目		1,230		5~12	
平 4.6.1 都 告 第 666 号	補 317	補助線街路 第 317 号線	港区港南二丁目	品川区北品川一丁目		880	—	25	完成
平 4.6.1 都 告 第 666 号	補 318	補助線街路 第 318 号線	品川区北品川一丁目	港区港南二丁目		550	—	25	完成
平 28.4.19 区 告 第 141 号	補 332	補助線街路 第 332 号線	港区高輪二丁目	港区港南二丁目	港区港南二丁目	700	2 車線	18	国家戦略特別 区域法
			港区港南二丁目	港区港南二丁目		170 530		11.5 11.5~22	平 31.4.26 区告第 120 号 立体的な範囲 の設定
令 2.2.28 都 告 第 203 号	補 334	補助線街路 第 334 号線	港区港南二丁目	港区港南二丁目		170	2 車線	11.5	立体的な範囲 の設定
			港南二丁目地内に約7,000 m ² の交通広場を設ける。						

中央官衙街路

決定年月日 告示番号	名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地		延 長 (約 m)	車 線 の 数	幅 員 (約 m)
昭 29.8.24 建 告 第 1364 号	中官街3	中央官衙街路 第3号線	千代田区霞が関一丁 目	港区虎ノ門一丁目		850	—	44	完成
昭 29.8.24 建 告 第 1364 号	中官街8	中央官衙街路 第8号線	港区赤坂一丁目	千代田区永田町一丁 目		980	—	18	完成

駅付近広場及び街路

決定年月日 告示番号	名 称	種 別	番 号	位 置	面 積 (約 m ²)	区 域	構 造		変更年月日 告示番号 変更内容	備 考
							延長 (約 m)	車線の数	幅員 (約 m)	
昭 21.12.7 戦告復253号	新橋駅付近	広 場	1	港区新橋二丁目地内	9,600		—		昭 36.12.26 建告第 2964 号 地積変更	完成
			2	港区新橋二丁目地内	3,090		—		昭 24.5.10 建告第 422 号 地積変更 昭 36.12.26 建告第 2964 号 地積変更	完成
昭 21.12.7 戦告復253号	新橋駅付近	街 路	1	起点 新橋二丁目 終点 新橋二丁目		220	—	18	昭 36.12.26 建告第 2964 号 幅員変更	一部完成
			2	起点 新橋四丁目 終点 新橋二丁目			390	—	20	昭 36.12.26 建告第 2964 号
			ただし	起点 新橋二丁目 終点 新橋二丁目		180		18	一部幅員変更	一部完成
			3	起点 新橋二丁目 終点 新橋二丁目		100	—	15	昭 36.12.26 建告第 2964 号 追加	完成

区画街路

決定年月日 告示番号	名 称		位 置			区 域	構 造		変更年月日 告示番号 変更内容	備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地		延長 (約 m)	車線の数	幅員 (約 m)	
平元.3.24 都 告 第 312 号	港区街 1	港区画街路 第 1 号線	港区海岸一丁目	港区海岸二丁目		1,340	—	20		完成
平 2.7.20 都 告 第 852 号	港区街 2	港区画街路 第 2 号線	港区海岸一丁目	港区海岸一丁目		140	—	25	平 9.4.4 都告第 454 号 幅員の変更	完成
平 2.7.20 都 告 第 852 号	港区街 3	港区画街路 第 3 号線	港区東新橋一丁目	港区東新橋一丁目		170	—	40		完成
平 4.8.19 都 告 第 969 号	港区街 4	港区画街路 第 4 号線	港区東新橋一丁目	港区東新橋二丁目		190	—	18		完成
平 9.4.4 都 告 第 454 号	港区街 5	港区画街路 第 5 号線	港区海岸一丁目	港区浜松町一丁目	港区浜松町一丁目	300	—	16		一部完成

特殊街路 歩行者専用道

決定年月日 告示番号	名 称		位 置			区 域	構 造	変更年月日 告示番号 変更内容	備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地				
昭 52.3.11 都 告 第 171 号	港歩 1	港 步 行 者 專 用 道 第 1 号線	港区海岸一丁目	港区芝浦一丁目		700	地表式 7	平 30.3.16 区告第 81 号 名称、起終点位置、終点位置、延長、構造形式、幅員、一部区域の変更	一部完成 国家戦略特別区域法
平 2.7.20 都 告 第 853 号	港歩 2	港 步 行 者 專 用 道 第 2 号線	港区新橋二丁目	港区東新橋一丁目	港区新橋二丁目	180	嵩上式 12	平 7.2.10 都告第 132 号 延長・終点位置の変更	完成
平 4.8.19 都 告 第 969 号	港歩 3	港 步 行 者 專 用 道 第 3 号線	港区東新橋一丁目	港区東新橋一丁目	港区東新橋一丁目	380	地下式 21~42		
平 7.2.10 都 告 第 132 号	港歩 4	港 步 行 者 專 用 道 第 4 号線	港区東新橋一丁目	港区東新橋一丁目		170	地下式 40		完成
昭 21.12.7 戦 復 告 第 253 号	港歩 5	港 步 行 者 專 用 道 第 5 号線	港区新橋二丁目	港区新橋二丁目		140	地下式 6	平 8.2.28 区告第 23 号 名称、終点、延長、幅員、区域、線形の変更	完成 エスカレーター2基設置
〃 〃 〃	港歩 6	港 步 行 者 專 用 道 第 6 号線	〃	〃		40	〃 12	〃 名称、起終点、延長、幅員の変更	完成
平 8.2.28 区 告 第 23 号	港歩 7	港 步 行 者 專 用 道 第 7 号線	〃	〃		30	〃 6		完成
平 27.3.27 区 告 第 82 号	港歩 8	港 步 行 者 專 用 道 第 8 号線	港区海岸一丁目	港区海岸一丁目		230	嵩上式 6	平 30.3.16 区告第 81 号 起点位置の変更	国家戦略特別区域法

特殊街路 新交通専用道

決定年月日 告示番号	名 称		位 置			区 域	構 造	変 更 年 月 日 告 示 番 号 変 更 内 容	備 考
	路線番号	路線名	起 点	終 点	主な経過地				
平元.3.24 都 告 第 312 号	第1号臨海 線1	新交通専用道 第1号臨海 線1	港区新橋二丁目	港区海岸二丁目	港区海岸二丁目	2,340	嵩上式 7.5	平 2.7.20 都告第 853 号 起点及び延長の変更、 一部幅員の変更	完成
平元.3.24 都 告 第 312 号	第1号臨海 線2	新交通専用道 第1号臨海 線2	港区台場	江東区青海二丁目		2, 260	嵩上式 7.5		完成

都市高速道路

決定年月日 告示番号	名 称		位 置			区 域	構 造	変 更 年 月 日 告 示 番 号 変 更 内 容	備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主な経過地				
昭 34.8.18 建 告 第 1533 号	高1	都市高速道路 第 1 号 線	大田区羽田三丁目 (神奈川県界)	台東区北上野一丁目	港区海岸一丁目	21,930	16.5	4 車線	平 5.7.19 都告第 805 号 出口廃止 平 28.3.7 都告第 343 号 幅員等の変更 令 5.12.18 都告第 1268 号 区域等の変更
		ただし	大田区羽田三丁目	港区東新橋一丁目	港区東新橋一丁目	14,900	16.5～ 24.2	嵩上式	
			港区東新橋一丁目	中央区日本橋兜町	中央区日本橋兜町	2,390	16.5	堀割式	
			中央区日本橋兜町	台東区北上野一丁目		4,640	16.5	嵩上式	
昭 34.8.18 建 告 第 1533 号	高2	都市高速道路 第 2 号 線	品川区西戸越一丁目	港区海岸一丁目	港区白金台五丁目 港区麻布十番四丁目 港区東麻布三丁目 港区芝公園四丁目	8,500	16.0	嵩上式	昭 39.4.16 建告 第 1197 号 一部線形、入口 位置等の変更
昭 34.8.18 建 告 第 1533 号		都市高速道路 第 2 号 線 分 岐 線	港区麻布十番四丁目	港区六本木三丁目	港区六本木五丁目	1,630	16.0	嵩上式	昭 39.4.16 建告 第 1197 号 一部線形及び延 長の変更
昭 34.8.18 建 告 第 1533 号	高3	都市高速道路 第 3 号 線	世田谷区大蔵五丁 目	千代田区隼町	港区六本木三丁目	15,840	16.5	4 車線	平 28.3.7 都告第 344 号 区域等の変更
昭 34.8.18 建 告 第 1533 号	高4	都市高速道路 第 4 号 線	世田谷区北烏山八 丁目	中央区八重洲二丁目	元赤坂一丁目	20,150	16.5	4 車線	令元.10.11 都告第 584 号 区域等の変更 令 5.12.18 都告第 1268 号 終点位置、延長 及び区域等の変 更
		ただし	新宿区若葉一丁目 港区元赤坂二丁目	港区元赤坂二丁目 千代田区紀尾井町		530 680	16.5 16.5	地下式 嵩上式	
昭 34.8.18 建 告 第 1533 号	高8	都市高速道路 第 8 号 線	港区東新橋一丁目 付近	中央区宝町三丁目 付近	中央区八重洲 六丁目	2,560	16.0	嵩上式	令 5.12.18 都告第 1268 号 廃止
昭 45.1.21 都 告 第 58 号	高11	都市高速道路 湾 岸 線	江戸川区臨海町六 丁目地先	大田区羽田空港三丁 目	港区台場	23,350	35.0	堀割式	平 7.9.8 都告第 106 号 一部幅員の変更
		ただし	千葉県界 江東区青海一丁目	神奈川県界 品川区東八潮		1,000	35.0		
昭 61.3.17 都 告 第 270 号	高12	都市高速道路 第 12 号 線	江東区有明二丁目	港区海岸二丁目		4,260	18.2	嵩上式	平 3.1.30 都告第 95 号 一部区域の変更

都市高速鉄道(1)

都市計画区域名	決定年月日 告示番号	路線名	位置			区域 延長 (約 m)	構造 形式	変更年月日 告示番号	施行者
			起 点	終 点	主な経過地域				
東 京	昭 37.8.29 建 告 第 2187 号	第 1 号線 本 線	大田区西馬込二丁目	墨田区押上一丁目	港区高輪二丁目 港区新橋二丁目	18,750	地下式	昭 39.12.16 建告第 3379 号 起点及び延長の変更等 平 21.3.6 都告第 282 号	東京都 ・ 京浜急行電鉄
			分 岐 線	港区高輪三丁目		1,180			
			た だ し (浅草線)	港区高輪三丁目 港区高輪三丁目		480 700	地表式 地下式	一部区域の変更 平 29.11.30 都告第 1748 号 一部区域、面積の変更、立体的な範囲の設定 平 30.12.21 都告第 1719 号 一部区域、構造形式の変更 令 4.6.17 都告第 944 号 立体的な範囲の設定	
		第 2 号線 (日比谷線)	目黒区上目黒二丁目	足立区日ノ出町	六本木、神谷町 虎ノ門	21,230	地下式	平 27.7.8 都告第 1093 号 一部区域の変更 (国家戦略特別区域法)	帝都高 速度交 通営団
		第 3 号線 (銀座線)	渋谷区道玄坂一丁目	台東区三ノ輪一丁目	港区北青山二丁目 港区赤坂三丁目 港区新橋二丁目	17,510	地下式	昭 43.12.28 建告第 3731 号 起点及び延長の変更等 昭 63.9.20 都告第 909 号 一部区域の変更、駅の追加	帝都高 速度交 通営団
		第 4 号線 (丸の内線)	豊島区西池袋一丁目	杉並区荻窪三丁目	赤坂見附	24,800	地下式	昭 43.12.28 建告第 3731 号 起点及び延長の変更等 平 3.11.2 都告第 1164 号 一部区域の変更、駅の追加 平 21.6.22 都告第 956 号 一部区域及び駅の位置変更	帝都高 速度交 通営団
		第 6 号線 (三田線)	港区白金二丁目	埼玉県北足立郡 大和町大字新倉 (和光市)	港区芝五丁目	27,450	地下式	昭 39.12.16 建告第 3379 号 起・終及び延長の変更等 平 3.5.8 都告第 552 号 起点、一部区域及び延長の 変更、駅の追加 令 5.10.10 都告第 1081 号 立体的な範囲の設定	東京都
		第 7 号線 (南北線)	品川区上大崎四丁目	北区岩淵町	港区白金二丁目 港区麻布十番一丁目	22,500	地下式	昭 61.2.10 都告第 130 号 一部区域及び延長の変更 昭 63.9.20 都告第 910 号 一部区域及び延長の変更 平 3.5.8 都告第 553 号 起点、一部区域及び延長の 変更、駅の追加 平 6.8.31 都告第 1009 号 終点及び延長の変更 令 6.6.17 都告第 728 号 名称の変更(「本線」の追 記)、分岐線の新規追加、立 体的な範囲の設定、駅の追 加	帝都高 速度交 通営団
			分岐線	港区高輪四丁目	港区白金台一丁目	港区白金台三丁目	2,520		
	昭 39.12.16 建 告 第 3379 号	第 9 号線 (千代田線)	世田谷区喜多見九 丁目	足立区綾瀬三丁目	港区南青山四丁目 港区赤坂五丁目	32,130	地下式	昭 45.8.24 都告第 900 号 一部区域の変更 昭 60.3.26 都告第 344 号 一部区域の変更、延長の変 更 平 2.1.12 都告第 25 号 平 5.2.1 都告第 105 号 平 15.1.31 都告第 84 号 一部区域の変更、区域の追 加、構造形式の変更	東京都 ・ 帝都高 速度交 通営団 ・ 小田急 電鉄
	昭 43.12.28 建 告 第 3731 号		世田谷区玉川一丁 目	墨田区押上一丁目	港区南青山五丁目 港区南青山一丁目	26,520	地下式		
	昭 59.8.9 都 告 第 748 号	第 12 号線 (大江戸線)	新宿区西新宿二丁 目	練馬区光が丘七丁 目	港区東新橋一丁目 港区浜松町二丁目 港区東麻布一丁目 港区麻布十番一丁目 港区六本木四丁目 港区元赤坂二丁目	42,520	地下式	平 2.2.16 都告第 157 号 起点及び延長の変更、駅の 追加 平 3.5.13 都告第 567 号 起点及び延長の変更 駅の追加 平 5.12.10 都告第 1348 号 一部区域の変更 平 22.6.21 都告第 912 号 一部区域の変更	東京都 ・ 東京都 地下鉄 建設
	平 8.3.7 都 告 第 210 号		臨海副 都心線 (りんかい線)	江東区青海一丁目	品川区大崎一丁目	港区台場	7,540	地下式	

都市高速鉄道(2)

都市計画区域名	決定年月日 告示番号	路線名	位置			区域 延長 (約 m)	構造 形式	変更年月日 告示番号	施行者
			起 点	終 点	主な経過地域				
東 京	平元.3.24 都 告 第 311 号	東京臨海 新交通 臨海線 (ゆりかもめ)	港区新橋二丁目	江東区豊洲二丁目	港区東新橋一丁目 港区海岸一丁目 港区海岸三丁目 港区台場二丁目	14,910	嵩上式	平 2.7.25 都告第 873 号 起点、一部区域延長の変更、駅の新設 平 3.3.20 都告第 294 号 一部区域の変更、駅の新設 平 11.3.10 都告第 257 号 終点、延長、駅名称の変更、駅の追加	東京都 ・ 東京臨海 高速鉄道
	昭和 46.1.9 都 告 第 13 号	京 浜 急 行 電 鉄 湘 南 線	港区高輪二丁目	品川区南大井三丁目	港区港南二丁目	5,100	地下式 地表式 嵩上式	平 30.12.21 都告第 1719 号 起点位置、一部区域、延長、構造形式の変更、構造形式の追加 令 4.6.17 都告第 945 号 立体的な範囲の設定	京浜急行 電鉄
			港区高輪二丁目 港区高輪三丁目 港区港南二丁目	港区高輪三丁目 港区港南二丁目 品川区南大井三丁目	400 690 4,010				

自動車駐車場

都市計画区域名	決定年月日 告示番号	名称		位置	面積 (約 ha)	構 造	計画台数 (供用台数) (台)	変更年月日 告示番号 変更内容	事業認可(変更) 年月日告示番号	施行者
		番号	駐車場名							
東 京	昭 34.8.18 建 告 第 1534 号	8	汐留	中央区銀座八丁目 港区東新橋一丁目 各地内	1.13	地下 2層	450 (450)	昭 3.6.3.2.9 建告第 760 号 位置及び地積の変更	昭 35.3.31 建告第 791 号決定 昭 36.3.29 建告第 760 号変更	首都高速 道路公團
	昭 37.7.26 建 告 第 1770 号	20	芝	港区芝公園四丁目 芝公園地内	0.70	地下 1層	150 (150)	昭 37.12.22 建告第 3202 号 駐車台数の変更	昭 37.12.22 建告第 3202 号決定 昭 39.3.31 建告第 1100 号変更 昭 41.3.31 建告第 1089 号変更 昭 42.3.31 建告第 1212 号変更 昭 44.3.31 建告第 1013 号変更 昭 45.3.24 建告第 297 号変更 昭 46.3.29 建告第 299 号変更 昭 48.3.31 建告第 400 号変更 昭 49.3.30 建告第 329 号変更 昭 50.3.31 建告第 352 号変更 昭 52.3.31 建告第 243 号変更 昭 54.3.31 建告第 405 号変更 昭 56.3.31 建告第 310 号変更	民 間
	昭 37.7.26 建 告 第 1770 号	21	氷川	港区赤坂二丁目及び 六丁目各地内	1.06	地下 4層	120 (0)	昭 37.12.22 建告第 3202 号 駐車台数の変更 令 3.11.1.15 区告第 307 号 位置、区域、面積、構造、階層 及び出入口の 変更(国家战略 特別区域法)	昭 37.12.22 建告第 3202 号決定 昭 39.3.31 建告第 1100 号変更 昭 41.3.31 建告第 1089 号変更	民 間
	昭 41.8.24 建 告 第 2880 号	32	新橋駅東 口	港区新橋二丁目地内	0.46	地下 1層	110 (196)		昭 41.10.27 建告第 3591 号決定	民 間
	昭 42.5.6 建 告 第 1597 号	33	浜松町	港区浜松町二丁目地 内	0.47	地下 3層	160 (60)	昭 42.8.1.15 建告第 2421 号 地積の変更 平 2.5.3.4 区告第 39 号 区域の変更 構造、階層の変 更 平 2.9.1.2.4 区告第 26 号 区域の変更 構造、階層の変 更 入口箇所数の 変更 令 5.9.8 区告第 326 号 区域の変更	昭 42.8.15 建告第 2421 号決定 平 29.8.29 都告第 1330 号決定	民 間
	平 3.11.22 区 告 第 112 号	41	麻布十番	港区麻布十番一丁目 地内	0.41	地下 3層	350 (347)	平 7.3.2.4 区告第 26 号 面積、構造の変 更	平 4.7.7 都告第 806 号決定 平 7.12.14 都告第 1396 号変更	第三セク ター
	平 8.7.22 区 告 第 84 号	47	品川駅東 口	港区港南二丁目地内	0.99	地下 2層	140 (137)			区画整理 事業者 国鉄清算 事業団

自転車駐車場

都市計画区域名	決定年月日告示番号	名 称		位 置	面 積 (約 ha)	構 造	計画台数 (供用台数) (台)	変更年月日告示番号 変更内容	施 行 者	備 考
		番号	駐車場名							
東 京	平7.3.24 区 告 第 27 号	港1	麻布十番自 転車駐車場	港区麻布十番一丁目地内	0.18	地下1層	450 (114)		第三セクター	
	平8.7.22 区 告 第 85 号	港2	品川駅東口 自転車駐車 場	港区港南二丁目地内	0.19	地下1層	1,000 (900)		区画整理事業者	

自動車ターミナル

都市計画区域名	決定年月日告示番号	番号	名 称	位 置	区 域 面 積 (約 ha)	変更年月日告示番号 変更内容	施 行 者	備 考
東 京	昭 42.5.6 建 告 第1598号	4	浜松町バスターーミナル	港区浜松町二丁目地内	0.52	平 25.3.4 区告第 40 号 位置、区域及び 面積の変更	民間	地上 2 階 18 パース

公共下水道

都市計画区域名	決定年月日告示番号	名 称	排水区域 処理区 (約 ha)	下水管渠			その他の施設 (港区内)			施 行 者	備 考	
				名 称	起 点	終 点	ポンプ施設		処理施設			
							名称	面積 (約 m ²)	名称	面積 (約 m ²)		
東 京	昭25.7.10 建 告 第 740 号	東京都 公共下 水道	全体 56,340 芝浦 處理区 6,433	合流管渠 芝浦幹線	港区港南一丁 目地内	中央区湊一丁 目地内	芝浦	11,560	芝浦 水再生 センター	215,100	東京都	
	平12.3.17 都 告 第 296 号 (変更)			千代田幹線	港区港南三丁 目地内	千代田区霞が 関一丁目地内	汐留 第二	9,890	芝浦水再生センター 送水管 起点 港区港南三丁 目地内 終点 港区港南一丁 目地内			都市計画事務の 簡素化により幹線 管渠の一部廃止
	平20.6.20 都 告 第 896 号 (変更)			渋谷川幹線	港区港南一丁 目地内	渋谷区渋谷一 丁目地内						河川(古川)に地 下調整池を整備 すると併に、古川 幹線がすでに整 備されているため 変更
	平23.10.7 都 告 第 1437 号 (変更)			古川幹線	港区港南一丁 目地内	渋谷区渋谷一 丁目地内						港区港南一丁目 地内において、立 体的な範囲を定 める。(面積約 49,500 m ² を対象)
	平26.3.7 都 告 第 270 号 (変更)			放流管渠 芝浦ポンプ場 放流管渠	港区海岸三丁 目地内	港区芝浦四丁 目地内						ポンプ施設の建 設予定地変更に 伴い、起点及び線 形の変更
	平29.3.6 都 告 第 344 号 (変更)			汐留第二ポン プ場放流管渠	港区海岸一丁 目地内	港区海岸一丁 目地内						線形の変更
	平29.11.30 都 告 第 1747 号 (変更)			芝浦水再生セ ンターその3放 流管渠	港区港南一丁 目地内	港区港南一丁 目地内						線形の変更
	平30.12.21 都 告 第 1718 号 (変更)			芝浦水再生セ ンターその4放 流管渠	港区港南一丁 目地内	港区港南一丁 目地内						港区港南一丁目 地内において立 体的な範囲を変 更する。(面積約 49,700 m ² を対象)
				砂町 處理区 5,611			台場 その1	560				

河 川

都市計画区域名	決定年月日告示番号	名 称		位 置		区 域		構 造	変更年月日告示番号 変更内容	施 行 者	備 考
		河川名	起 点	終 点		幅員 (m)	延長 (約 m)				
東 京	昭 22.11.26 戻 夏告 第 122 号	古 川	港区東麻布三丁目	港区南麻布四丁目	15	2,340		堀込式 単断面式 トンネル式	昭 45.12.22 都告第 1349 号 起終点(表示)の 変更	東京都	
		但し 地下調節池	港区三田一丁目地内 港区白金五丁目地内		面積 約 730 m ² 面積 約 1,200 m ²			トンネル式 地下式 地表式	平 20.6.20 都告第 895 号 (変更) 地下調節池の計 画の追加		
		その他	港区三田一丁目地内において、立体的な範囲を定める(約 730 m ² の範囲を対象)								

運 河

都市計画区域名	決定年月日 告示番号	名 称	位 置	幅 員 (m)	延 長 (約 m)	備 考
東 京	昭 22.11.26 戦 復 告 第 122 号	古 川 運 河	自 港区東麻布三丁目 (一の橋下流) 至 港区芝浦一丁目 (芝浦合流点)	30	2,000	

市 場

都市計画区域名	決 定 年 月 日 告 示 番 号	名 称		位 置	面 積 (約 ha)	変 更 年 月 日 告 示 番 号 変 更 内 容	施 行 者	備 考
		番 号	市 場 名					
東 京	昭 5.12.29 内 告 告 第 259 号	第11号	東京都中央 卸 売 市 場 食 肉 市 場	港区港南二丁目	6.2	昭 11.11.21 内告第 614 号 区域及び面積の変更 昭 46.7.9 都告第 740 号 名称、位置表示、区域及び面 積の変更 昭 57.1.21 都告第 64 号 食肉市場部分内分場の決定 (約 0.8ha) 昭 58.3.31 都告第 353 号 区域及び面積の変更 平 4.9.14 都告第 1043 号 区域、位置及び供給能力の 変更 平 17.3.11 都告第 339 号 食肉市場分場廃止	東 京 都	

と 畜 場

都市計画区域名	決 定 年 月 日 告 示 番 号	名 称		位 置	面 積 (約 ha)	変 更 年 月 日 告 示 番 号 変 更 内 容	施 行 者	備 考
		番 号	と畜場名					
東 京	昭 5.12.29 内告第 259 号	1	東 京 都 立 芝 浦 と 場	港区港南二丁目及 び品川区北品川一 丁目各地内	6.2	昭 11.11.21 内告第 614 号 区域及び面積の変更 昭 46.7.9 都告第 742 号 名称、位置表示、区域及び面 積の変更 昭 58.3.31 都告第 352 号 区域及び面積の変更 平 4.9.14 都告第 1044 号 名称、位置表示及び区域の 変更	東 京 都	

ごみ焼却場

都市計画区域名	決 定 年 月 日 告 示 番 号	名 称		位 置	面 積 (約 ha)	変 更 年 月 日 告 示 番 号 変 更 内 容	施 行 者	備 考
		番 号	ごみ焼却場名					
東 京	平 7.1.20 都告第 45 号	18	港 地 区 清 扫 工 場	港区港南五丁目地内	3.0		東 京 都	処理能力 900t / 日

墓 園

都市計画区域名	決 定 年 月 日 告 示 番 号	名 称		位 置	面 積 (約 ha)	変 更 年 月 日 告 示 番 号 変 更 内 容	備 考
		墓 園					
東 京	明 22.5.20 府告第 37 号	青 山		港区南青山二・四丁目各地内	29.52	明 36.3.31 東京市告示第 36 号区域、面積の変更	一部未開設 (大半青山公園と重複)

広 場

都市計画区域名	決 定 年 月 日 告 示 番 号	名 称		位 置	面 積 (約 ha)	備 考
		番 号	広 場 名			
東 京	平 3.1.30 都告 90 号	第1号	臨 海 副 都 心 中 央 広 場	港区台場、江東区青海一丁目、青海一丁目 地先水面、青海二丁目、青海二丁目地先水 面、有明二丁目、有明三丁目、有明三丁目地 先水面各地内	25.7	開設 広場、園路、シンボルプロムナ ード橋等

公園
街区公園

都市計画区域名	決定年月日 告示番号	名称		位置	面積 (約 ha)	変更年月日 告示番号 変更内	備考
		番号	公園名				
東京	昭 32. 12. 21 建告第1689号	港 2・2・1	さくらだ 桜 田	港区新橋三丁目地内	0.26		供用 [都]桜田(区)
	昭 32. 12. 21 建告第1689号	〃 2・2・2	なん おう 南 桜	港区西新橋二丁目地内	0.52	昭 51. 7. 12 区告第 85 号 区域、面積の変更 平 12. 6. 26 区告第 106 号 区域、面積の変更 (西桜公園の廃止)	供用 [都]南桜(区)
	昭 32. 12. 21 建告第1689号	〃 2・2・3	いいくら 飯 倉	港区東麻布一丁目地内	0.21	昭 43. 10. 17 建告第 3106 号 区域、面積の変更	供用 [都]飯倉(区)
	昭 32. 12. 21 建告第1689号	〃 2・2・4	まみ あな 狸 穴	港区麻布狸穴町地内	0.16		供用 [都]狸穴(区)
	昭 32. 12. 21 建告第1689号	〃 2・2・5	いち はし 一の 橋	港区東麻布三丁目地内	0.34	昭 41. 1. 24 建告第 67 号 区域、面積の変更	供用 [都]一の橋(区)
	昭 32. 12. 21 建告第1689号	〃 2・2・6	しん ひろお 新広尾	港区麻布十番四丁目地 内	0.15	昭 41. 1. 24 建告第 67 号 区域、面積の変更	供用 [都]新広尾(区)
	昭 32. 12. 21 建告第1689号	〃 2・2・7	あみ しろ 網 代	港区麻布十番二丁目地 内	0.13		供用 [都]網代(区)
	昭 32. 12. 21 建告第1689号	〃 2・2・8	ひかわちょう 氷川町	港区赤坂六丁目地内	0.30		供用 [都]氷川(区)
	昭 32. 12. 21 建告第1689号	〃 2・2・9	ひとつぎ 一ツ木	港区赤坂五丁目地内	0.50		一部未供用 [都]一ツ木(区)
	昭 32. 12. 21 建告第1689号	〃 2・2・10	みかわだい 三河 台	港区六本木四丁目地内	0.26		供用 [都]三河台(区)
	昭 32. 12. 21 建告第1689号	〃 2・2・11	たかはしこれきよ 高橋 是清 きねん 記念	港区赤坂七丁目地内	0.55		供用 [都]高橋是清翁記念(区)
	昭 32. 12. 21 建告第1689号	〃 2・2・12	の ぎ 乃 木	港区赤坂八丁目地内	0.33		供用 [都]乃木(区)
	昭 32. 12. 21 建告第1689号	〃 2・2・13	こうがい 筈	港区西麻布三丁目地内	0.25		供用 [都]筈(区)
	昭 36. 8. 8 建告第1687号	〃 2・2・14	あざ ぶほんむら 麻布 本村	港区南麻布三丁目地内	0.06		供用 [都]本村(区)
	昭 43. 12. 28 建告第3956号	〃 2・2・15	ほん しば 本 芝	港区芝四丁目地内	0.33	昭 52. 3. 14 区告第 25 号 区域、面積の変更 平 23.2.2 区告第 31 号 区域、面積の変更	供用 [都]本芝(区)
	昭 32. 12. 21 建告第1689号	〃 2・3・16	たか なわ 高 輪	港区高輪四丁目、品川区 北品川三丁目各地内	1.12	昭 37. 2. 9 建告第 215 号 区域、面積の変更	未供用
	昭 32. 12. 21 建告第1689号	〃 2・3・17	ひ か わ 氷 川	港区赤坂六丁目地内	1.22		未供用
	昭 47. 11. 16 建告第1271号	〃 2・2・18	たか なわ だいに 高 輪 第二	港区高輪三丁目地内	0.59		供用 [都]高輪(区)
	平 23. 2. 2 区告第 32 号	〃 2・2・20	しば うら 芝 浦	港区芝浦一丁目地内	0.68		供用 [都]芝浦(区)
	昭 32. 12. 21 建告第1689号	〃 2・2・21	れい なん さか 靈 南坂	港区虎ノ門二丁目地内	0.25	平 27. 4. 7 区告第 105 号 区域、面積、種別(近隣公園)の変更	供用 [都]江戸見坂(区)
計 20か所					8.21		

近隣公園

都市計画区域名	決定年月日 告示番号	名称		位置	面積 (約 ha)	変更年月日 告示番号 変更内	備考
		番号	公園名				
東京	昭 32. 12. 21 建告第 1689 号	3・3・2	み た だい 三田 台	港区三田三丁目及び三 田四丁目各地内	2.10	平 11. 2. 10 区告第 15 号 面積の変更 平 15. 11. 27 区告第 226 号 区域、面積の変更	一部未供用 [都]亀塚(区) [都]三田台(区)
	昭 32. 12. 21 建告第 1689 号	3・3・3	ひのき ちょう 桧 町	港区赤坂九丁目地内	1.41	昭 36. 8. 8 建告第 1687 号 区域、面積の変更	供用 [都]桧町(区)
	平 16. 8. 5 区告第 154 号	3・3・104	こう なん 港 南	港区港南四丁目地内	2.00		供用 [都]港南緑水(区)
	計 3か所				5.51		

総合公園

都市計画区域名	決定年月日 告示番号	名称		位置	面積 (約 ha)	変更年月日 告示番号 変更内容	備考
		番号	公園名				
東京	昭 32. 12. 21 建告第 1689 号	5・6・15	しば 芝	港区虎ノ門三丁目、愛宕 一・二丁目、芝公園各地 内	33.00	昭 43. 10. 17 建告第 3106 号 区域、面積の変更	一部未供用 [都]芝(都) [都]芝(区) [遊]東麻布(区) [特]芝プリンスホテル
	昭 32. 12. 21 建告第 1689 号	5・6・17	あお やま 青山	港区南青山一・二丁目、 六本木七丁目各地内	30.39	昭 36. 1. 13 建告第 31 号 区域、面積の変更 昭 36. 8. 8 建告第 1687 号 区域、面積の変更 昭 38. 3. 29 建告第 838 号 区域、面積の変更	一部未供用 (大半青山墓地) [都]青山(都) [都]青葉(区) [都]青山(区)
	昭 32. 12. 21 建告第 1689 号	5・6・18	めい じ 明治	港区元赤坂二丁目、北 青山一丁目、北青山二 丁目、新宿区霞ヶ丘町、 大京町、南元町、渋谷区 千駄ヶ谷一丁目及び千 駄ヶ谷二丁目各地内	55.1 (港区面積 14.6)	昭 35. 8. 13 建告第 1604 号 区域、面積の変更 昭 36. 1. 13 建告第 32 号 区域、面積の変更 昭 36. 12. 26 建告第 2949 号 区域、面積の変更 昭 51. 7. 13 都告第 686 号 区域、面積の変更 平 25. 6. 17 都告第 894 号 位置、区域の変更、立体的な範 囲 平 28. 10. 3 都告第 1679 号 区域の変更 平 29. 11. 30 都告第 1746 号 立体的な範囲の変更 令 4. 3. 10 都告第 284 号 名称、位置、区域及び面積の変 更	一部未供用 [準]明治神宮外苑
計 3 か所				118.49(港区面積 77.99)			

特殊公園(風致公園)

都市計画区域名	決定年月日 告示番号	名称		位置	面積 (約 ha)	変更年月日 告示番号 変更内容	備考
		番号	公園名				
東京	昭 32. 12. 21 建告第 1689 号	7・4・2	ありすかわのみやきわ 有栖川宮記念	港区南麻布五丁目地内	7.53		一部未供用 [都]有栖川宮記念(区)
計 1 か所				7.53			

特殊公園(動物公園、植物公園、歴史公園)

都市計画区域名	決定年月日 告示番号	名称		位置	面積 (約 ha)	変更年月日 告示番号 変更内容	備考
		番号	公園名				
東京	昭 32. 12. 21 建告第 1689 号	8・4・3	しばりきゅう 芝離宮	港区海岸一丁目地内	4.19	昭 36. 12. 25 建告第 2888 号 区域、面積の変更	供用 水路部分未供用 [都]旧芝離宮恩賜庭園(都)
	昭 32. 12. 21 建告第 1689 号	8・4・6	だい ば 台 場	港区港南五丁目地内	4.80	昭 52. 12. 21 都告第 1118 号 区域、面積の変更 平 3. 2. 28 都告第 206 号 区域、面積の変更	一部未供用 [都]台場(都)
	昭 32. 12. 21 建告第 1689 号	8・5・7	しろ かね 白 金	港区白金台五丁目地内	21.65		一部未供用 [準]国立科学博物館付属自然 教育園(文)
計 3 か所				30.64			

<備考欄の記載について>

当該都市計画公園に係る都市公園等について、供用・未供用の別、管理種別・名称・設置主体を記載している。

供用:都市計画決定区域において、開園状態であることをいう。なお、開園状態とは、都市公園の開園が告示されたこと、児童遊園等が広く一般に開放されていることをいう。

未供用:供用以外の状態をいう。未着手である状態のほか、用地取得済みや工事完了であっても開園告示や開放されていない状態をいう。

[]は都市計画決定区域の一部または全部に掛かって設置されている都市公園、児童遊園、運動場等の管理種別をいう。

[都]都市公園:都市公園法、都市公園条例等に基づいて管理するもの

[遊]児童遊園:児童遊園に関する条例等に基づいて管理するもの

[条]条例により管理するもの:[都] [遊]以外の条例に基づいて管理するもの

[特]特許事業:東京都都市計画公園等整備事業における都市計画法第 59 条第 4 項の取扱方針に基づいて都知事が認可したもの

[準]その他の都市公園に準ずるもの:行政機関等が管理する公共的な施設で公園に準ずるもの

()は都市公園等を設置している主体をいう。

(都)東京都

(区)港区

(文)文部科学省

地域冷暖房施設(1)

都市計画 区域名	決定年月日 (変更年月日) 告示番号	名称	導管					熱発生所施設				参考供給 区域 (約ha)	施行者	
			名称	位置		区域			名称	位置	面積 (約m ²)	参考		
				起点	終点	洞道径 (mm)	管径 (mm)	管延長 (約m)						
東京	昭52.12.21 都告第1129号 (変更) 昭57.3.23 都告第301号 (変更) 平3.1.30 都告第93号 (変更) 平24.3.30 区告第85号 (変更) 平30.4.13 区告第123号	内幸町 地区地域冷暖房施設	内幸町 1号線	千代田区 内幸町二 丁目	千代田区 内幸町一 丁目	1,200φ ~ 1,800φ 700W× 1,100H	250~ 400φ	380	内幸町第 1プラント	千代田区 内幸町二 丁目地内	7,300	ボイラー能 力 51.8Gcal/H 冷凍能力 34.2Gcal/H	28.5	丸の内熱供給 (株)
	内幸町 1-1号線		千代田区 内幸町一 丁目	港区新橋 一丁目	1,500φ	200~ 250φ	80	内幸町第 2プラント	港区新橋 一丁目地 内	2,000	冷凍能力 10.3Gcal/H			
	内幸町 1-1-1号線		港区新橋 一丁目	港区新橋 一丁目	—	250φ	50							
	内幸町 1-2号線		千代田区 内幸町一 丁目	千代田区 内幸町一 丁目	1,400W × 1,000H	250φ	200	内幸町第 3プラント	港区西新 橋一丁目 地内	500	—			
	内幸町 1-2-1号線		千代田区 内幸町一 丁目	千代田区 内幸町一 丁目	1,200W × 1,200H	125φ	180							
	内幸町 2号線		千代田区 内幸町二 丁目	千代田区 日比谷公 園	1,430φ	100~ 200φ	140							
	内幸町 3号線		千代田区 内幸町二 丁目	千代田区 内幸町二 丁目	—	300φ	240							
	内幸町 4号線		千代田区 内幸町二 丁目	千代田区 内幸町二 丁目	—	250~ 500φ	200							
	内幸町 5号線		千代田区 内幸町二 丁目	港区西新 橋一丁目	1,800φ 1,200W × 1,200H	200~ 300φ	390							
	内幸町 6号線		港区新橋 一丁目	千代田区 内幸町一 丁目	—	100~ 250φ	20							
	内幸町 7号線		港区新橋 一丁目	港区新橋 一丁目	1,800φ	100~ 250φ	20							
	内幸町 8号線		千代田区 内幸町二 丁目	港区西新 橋一丁目	—	—	—							
	内幸町 9号線		港区西新 橋一丁目	千代田区 内幸町二 丁目	—	—	—							
	計						1,510							
昭54.3.29 都告第386号 (変更) 平9.11.27 都告第1271号	青山地区地域 冷暖房施設	青山 1号線	港区南青 山一丁目	港区南青 山二丁目	1,200W × 1,500H 1,500W × 1,500H	125~ 300φ	110	青山プラ ント	港区南青 山一丁目	3,700	ボイラー能 力 21.01Gcal/H 冷凍能力 11.04Gcal/H 冷水蓄熱槽 7.50Gcal/H	4.9	丸の内熱供給 (株)	
			青山 2号線	港区南青 山一丁目	地下鉄青 山一丁目 駅舎	—	200φ	5						
			青山 3号線	港区南青 山一丁目	港区南青 山一丁目	1,200W × 1,500H	25~ 250φ	105						
			青山 4号線	港区南青 山一丁目	港区北青 山一丁目	1,500W × 1,800H 2,420 × 4,200H	150~ 200φ	200						
			計					420						

地域冷暖房施設(2)

都市計画 区域名	決定年月日 (変更年月日) 告示番号	名称	導管					熱発生所施設				参考供給 区域 (約ha)	施行者	
			名称	位置		区域			名称	位置	面積 (約m ²)	参考		
				起点	終点	洞道径 (mm)	管径 (mm)	管延長 (約m)						
東京	昭 54.11.10 都 告 第 1207 号 (変更) 昭 62. 8.13 都 告 第 906 号 (変更) 令 5.9.8 区 告 第 327 号	赤坂地区地域 冷暖房 施設	赤坂 1号線	港区赤坂 二丁目	港区赤坂 六丁目	—	—	—	赤坂プラ ント	港区赤坂 二丁目	2,100	—	5.4	東京ガスエン ジニアリングソ リューションズ (株)
			赤坂 1 - 1 号 線	港区赤坂 二丁目	港区赤坂 六丁目	—	—	—						
			赤坂 1 - 2 号 線	港区赤坂 六丁目	港区赤坂 六丁目	—	—	—						
	昭 57. 7.23 都 告 第 773 号 (変更) 昭 63. 11.18 都 告 第 1112 号 (変更) 令 4.4.18 区 告 第 149 号	芝浦地区地域 冷暖房 施設	芝浦 1号線	港区海岸 一丁目	港区芝浦 一丁目	—	—	—	芝浦プラ ント	港区海岸 一丁目	1,900	—	9.5	東京ガスエン ジニアリングソ リューションズ (株)
			芝浦 2 - 1 号 線	港区芝浦 一丁目	港区芝浦 一丁目	—	—	—	芝浦サブ プラント	港区芝浦 1丁目	1,200	—		
			芝浦 2 - 2 号 線	港区芝浦 一丁目	港区芝浦 一丁目	—	—	—	S棟プラ ント	港区芝浦 1丁目	2,700	—		
	昭 61.12.2 都 告 第 1274 号 (変更) 昭 63.6.16 都 告 第 603 号	芝浦四 丁目地 区地域 冷暖房 施設	芝浦 四丁目 1号線	港区芝浦 四丁目	港区芝浦 四丁目	—	300～ 450φ	230	芝浦四丁 目 第一プラ ント	港区芝浦 四丁目	2,370	加熱能力 5.9Gcal/H 冷凍能力 9.1Gcal/H	19.6	東京都市サー ビス(株)
			芝浦 四丁目 1 - 1 号 線	港区芝浦 四丁目	港区芝浦 四丁目	—	200～ 400φ	240						
			芝浦 四丁目 1 - 2 号 線	港区芝浦 四丁目	港区芝浦 四丁目	—	250～ 300φ	100						
			芝浦 四丁目 2号線	港区芝浦 四丁目	港区芝浦 四丁目	—	250～ 300φ	80						
			芝浦 四丁目 2 - 1 号 線	港区芝浦 四丁目	港区芝浦 四丁目	—	100～ 150φ	40						
			芝浦 四丁目 3号線	港区芝浦 四丁目	港区芝浦 四丁目	—	150～ 200φ	240						
			計					930						
昭 62. 8.13 都 告 第 897 号 (変更) 平 11. 2.26 都 告 第 186 号 (変更) 平 13.12.5 区 告 第 195 号 (変更) 平 25. 7.4 区 告 第 141 号	赤坂六 本木地 区地域 冷暖房 施設	赤坂 六本木 1号線	港区赤坂 一丁目	港区赤坂 一丁目	—	—	—	赤坂六本 木プラント	港区赤坂 一丁目	3,860	—	9.5	アークヒルズ 熱供給(株)	
		赤坂 六本木 2号線	港区赤坂 一丁目	港区六本 木一丁目	—	—	—	赤坂六本 木サブプラ ント		800	—			
		赤坂 六本木 2 - 1 号 線	港区六本 木一丁目	港区六本 木三丁目	—	—	—	赤坂六本 木第3プラ ント		1,100	—			
		赤坂 六本木 3号線	港区赤坂 一丁目	港区赤坂 一丁目	—	—	—							

地域冷暖房施設(3)

都市計画 区域名	決定年月日 (変更年月日) 告示番号	名称	導管					熱発生所施設				参考供給 区域 (約ha)	施行者			
			名称	位置		区域			名称	位置	面積 (約m ²)	参考				
				起点	終点	洞道径 (mm)	管径 (mm)	管延長 (約m)								
東京	平 2. 8.13 都 告 第 930 号	北青山 二丁目 地区地 域冷暖 房施設	北青山 二丁目 1号線	港区北青 山二丁目	港区北青 山二丁目	—	150~ 400φ	460	北青山二 丁目プラ ント	港区北青 山二丁目	1,400	ボイラー能力 8.4Gcal/H 冷凍能力 10.1Gcal/H	4.2	青山エナジー サービス㈱		
			北青山 二丁目 2号線	港区北青 山二丁目	港区北青 山二丁目	—	125φ	60								
			計					520								
	平 2.12. 6 都 告 第 1328 号 (変更) 平 28.9.2 区 告 第 266 号	虎ノ門 四丁目 地区地 域冷暖 房施設	虎ノ門 四丁目 1号線	港区虎ノ 門四丁目	港区虎ノ 門四丁目	2,000φ	200~ 400φ	280	虎ノ門四 丁目地区 第一プラ ント	港区虎ノ 門四丁目	3,200	ボイラー能力 15.5Gcal/H 冷凍能力 18.7Gcal/H	6.8	城山熱供給㈱		
			虎ノ門 四丁目 2号線	港区虎ノ 門四丁目	港区虎ノ 門四丁目	—	100~ 350φ	410								
			虎ノ門 四丁目 3号線	港区虎ノ 門四丁目	港区虎ノ 門四丁目	—	—	—	虎ノ門四 丁目地区 第二プラ ント	港区虎ノ 門四丁目	3,200					
			計					690								
	平 3. 1.30 都 告 第 8.6 号 (変更) 平 12.11.22 区 告 第 174 号	臨海副 都心地 域冷暖 房施設	臨海台 場 1 号線	港区台場 二丁目	港区台場 二丁目	—	—	—	台場プラ ント	港区台場 二丁目	7,900	—	425	東京臨海熱供 給㈱		
			臨海台 場 1-1 号線	港区台場 二丁目	港区台場 一丁目	—	—	—								
			臨海台 場 1-1-1 号線	港区台場 二丁目	江東区有 明二丁目 地先	—	—	—								
			臨海台 場 1-2 号線	港区台場 二丁目	港区台場 一丁目	—	—	—								
			臨海台 場 1-3 号線	港区台場 二丁目	港区台場 二丁目	—	—	—								
	平 4.12.15 都 告 第 1359 号 (変更) 平 22. 3. 1 区 告 第 50 号 (変更) 平 30. 4. 13 区 告 第 124 号	竹芝地 区地 域冷暖 房施設	竹芝 1号線	港区海岸 一丁目	港区海岸 一丁目	2,000φ	65~ 650φ	1,020	竹芝プラ ント	港区海岸 一丁目	2,270	ボイラー能力 14.7Gcal/H 温水能力 2.4Gcal/H 冷凍能力 15.6Gcal/H	13.5	東京熱供給㈱		
			竹芝 1-1 号 線	港区海岸 一丁目	港区海岸 一丁目	2,000φ	100~ 250φ	120								
			竹芝 1-2 号 線	港区海岸 一丁目	港区海岸 一丁目	1,650φ 450φ	65~ 250φ	590								
			竹芝 1-3 号 線	港区海岸 一丁目	港区海岸 一丁目	—	—	—								
			計					1,730								
	平 9.11.27 都 告 第 1269 号	永田町 ・赤坂 地区地 域冷暖 房施設	永田町 1号線	千代田区 永田町二 丁目	港区赤坂 二丁目	2,000φ	65~ 400φ	180	永田町ブ ラント	千代田区 永田町二 丁目	3,300	ボイラー能力 26.2Gcal/H 冷凍能力 31.7Gcal/H	7	山王熱供給㈱		
			永田町 2号線	千代田区 永田町二 丁目	千代田区 永田町二 丁目	—	80~ 400φ	90								
			計					270								

地域冷暖房施設(4)

都市計画区域名	決定年月日 (変更年月日) 告示番号	名称	導管			熱発生所施設				参考供給区域 (約ha)	施行者		
			名称		位置		名称	位置	面積 (約m ²)	参考			
			起点	終点									
東京	平 10.12.24 都告 第 1255 号	汐留北地区地域冷暖房施設	汐留1号線	港区東新橋一丁目	港区東新橋一丁目	汐留プラント	港区東新橋一丁目	8,300	—	9.4	汐留アーバンエネルギー(株)		
			汐留1-1号線	港区東新橋一丁目	港区東新橋一丁目								
			汐留1-1-1号線	港区東新橋一丁目	港区東新橋一丁目	汐留サブプラント	港区東新橋一丁目	3,000	—				
			汐留1-2号線	港区東新橋一丁目	港区東新橋一丁目								
	平 11. 2.26 都告 第 199 号	品川駅東口地区地域冷暖房施設	港南1号線	港区港南二丁目	港区港南二丁目	品川駅東口プラント	港区港南二丁目	6,200	—	11.0	品川エネルギーサービス(株)		
			港南1-1号線	港区港南二丁目	港区港南二丁目								
			港南1-2号線	港区港南二丁目	港区港南二丁目								
			港南2号線	港区港南二丁目	港区港南二丁目								
東京	平 12. 8.10 都告 第 127 号	六本木六丁目地区地域冷暖房施設	六本木1号線	港区六本木六丁目	港区六本木六丁目	六本木六丁目プラント	港区六本木六丁目	4,330	—	12.7	六本木エネルギーサービス(株)		
			六本木1-1号線	港区六本木六丁目	港区六本木六丁目								
			六本木1-2号線	港区六本木六丁目	港区六本木六丁目								
			六本木1-3号線	港区六本木六丁目	港区六本木六丁目								
			六本木1-4号線	港区六本木六丁目	港区六本木六丁目								
			六本木2号線	港区六本木六丁目	港区六本木六丁目								
			六本木3号線	港区六本木六丁目	港区六本木六丁目								
			六本木4号線	港区六本木六丁目	港区六本木六丁目								
			六本木5号線	港区六本木六丁目	港区六本木六丁目								
			虎ノ門1号線	港区虎ノ門二丁目	港区虎ノ門二丁目	虎ノ門二丁目プラント	港区虎ノ門二丁目	2,750	—	6.0	株虎ノ門エネルギーサービス		
東京	平 13.12. 5 都告 第 194 号	虎ノ門二丁目地区地域冷暖房施設	虎ノ門1-1号線	港区虎ノ門二丁目	港区虎ノ門二丁目								
			虎ノ門2号線	港区虎ノ門二丁目	港区虎ノ門二丁目								
			虎ノ門2-1号線	港区虎ノ門二丁目	港区虎ノ門二丁目								
			虎ノ門3号線	港区虎ノ門二丁目	港区虎ノ門二丁目								
東京	平 23. 2.2 都告 第 33 号 (変更) 平 27.11.9 都告 第 308 号	田町駅東口北地区地域冷暖房施設	田町1号線	港区芝浦一丁目	港区芝浦一丁目	田町駅東口北地区第一プラント	港区芝浦一丁目	1,000	—	6.9	東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)		
			田町2号線	港区芝浦一丁目	港区芝浦三丁目								
			田町3号線	港区芝浦三丁目	港区芝浦三丁目	田町駅東口北地区第二プラント	港区芝浦三丁目	3,000	—				

地域冷暖房施設(5)

都市計画区域名	決定年月日 (変更年月日) 告示番号	名称	導管		熱発生所施設				参考供給区域 (約ha)	施行者	
			名称	位置		名称	位置	面積 (約m ²)	参考		
				起点	終点						
東京	平24.3.21 区告第68号	赤坂五丁目地域冷暖房施設	赤坂五 1号 坂線	港区赤坂五丁目	港区赤坂五丁目	赤坂五 丁目地 区第一 プラント	港区赤 坂5丁目	3,000	—	10.8 赤坂熱供給 (株)	
			赤坂 1-1 号 線	港区赤坂五丁目	港区赤坂五丁目		赤坂五 丁目地 区第2ブ ラント	4,700	—		
			赤坂 1-2 号 線	港区赤坂五丁目	港区赤坂五丁目				—		
			赤坂 2号 線	港区赤坂五丁目	港区赤坂五丁目				—		
			赤坂 3号 線	港区赤坂五丁目	港区赤坂五丁目				—		
東京	平29.2.2 区告第40号 (変更) 平30.8.24 区告第214号	虎ノ門一・二丁目地域冷暖房施設	虎ノ門 1号 門 線	港区虎ノ門一丁目	港区虎ノ門一丁目	虎ノ門 一・二丁 目地区 第1プラ ント	港区虎 ノ門一 丁目	3,100	—	3.8 虎ノ門エネ ルギーネット ワーク㈱	
			虎ノ門 2号 門 線	港区虎ノ門一丁目	港区虎ノ門一丁目		虎ノ門 一・二丁 目地区 第2プラ ント	1,600	—		
			虎ノ門 3号 門 線	港区虎ノ門二丁目	港区虎ノ門一丁目				—		
			虎ノ門 4号 門 線	港区虎ノ門二丁目	港区虎ノ門二丁目				—		
			虎ノ門・麻布台 1号 線	港区麻布台一丁目	港区麻布台一丁目	虎ノ門・麻 布台プラ ント	港区麻布 台一丁目	3,000	—		
東京	令2.11.18 区告第318号	虎ノ門・麻布台地区地域冷暖房施設	虎ノ門・麻布台 2号 線	港区麻布台一丁目	港区麻布台一丁目				—	7.2 虎ノ門エネ ルギーネット ワーク㈱	
			虎ノ門・麻布台 3号 線	港区麻布台一丁目	港区虎ノ門五丁目				—		
			虎ノ門・麻布台 4号 線	港区虎ノ門五丁目	港区虎ノ門五丁目				—		
			品川駅北周辺 1号 線	港区高輪二丁目	港区三田三丁目	品川駅北 周辺地区 プラント	港区高 輪二丁 目	9,000	—	10.4 株式会社 エナジーエン ジニアリング	
			品川駅北周辺 2号 線	港区三田三丁目	港区三田三丁目				—		
東京	令2.11.18 区告第319号 (変更) 令4.2.15 区告第50号	品川駅北周辺地区地域冷暖房施設	品川駅北周辺 3号 線	港区高輪二丁目	港区高輪二丁目	品川駅北 周辺地区 第1サテ ライトプラ ント	港区高 輪二丁 目	500	—		
			品川駅北周辺 4号 線	港区高輪二丁目	港区高輪二丁目				—		
			品川駅北周辺 5号 線	港区高輪二丁目	港区高輪二丁目	品川駅北 周辺地区 第2サテ ライトプラ ント	港区高 輪二丁 目	100	—		
			品川駅北周辺 6号 線	港区高輪二丁目	港区高輪二丁目				—		

都市計画の手続きについて

都市計画の手続きについて

■ 都市計画

都市計画は、現在及び将来の都市機能を確保し、発展の方向を決定していくものであり、地域住民に極めて密着したものといえます。近年、住宅地への業務立地化が進み、土地利用の状況が大きく変化しつつあるなかで、「やすらぎある世界都心」の実現のために、より一層計画的な街づくりを進めることが重要となってきます。

■ 都市計画の決定権者

広域的観点から定めるべきもの又は根幹的な都市施設等に関する都市計画は、東京都が関係区市町村の意見を聴き、東京都の都市計画審議議会の議を経て、さらに一定の場合には国土交通省大臣の同意を得て決定します。

その他のものは、区が都知事と協議し、区の都市計画審議会の議を経て決定します。

■ 都市計画の決定手続き

1. 都市計画を立案する場合は、必要に応じて公聴会、地元説明会等を開催します。



公聴会の開催等

都市計画法第16条

1. 都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
2. 都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。
3. 市町村は、前項の条例において、住民又は利害関係人から地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出る方法を定めることができる。

2. さらに、計画案がかたまると、都市計画案の公告をし、2週間一般の縦覧に供します。この期間中に関係住民及び利害関係者は意見書を提出することができます。



都市計画の案の縦覧等

都市計画法第17条（抜粋）

1. 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
2. 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

3. 意見書の要旨は、計画案審議の参考資料として都市計画審議会に提出することとなっています。

市町村の都市計画決定	
都市計画法第19条（抜粋）	
1.	市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていなければ、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。
2.	市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第17条第2項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。
3.	市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画（都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。）を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。

4. 港区では、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき区長の付属機関として港区都市計画審議会を置いています。所掌事項は、区が定めようとする都市計画案を調査審議するほか、区長の諮問に応じて、港区の都市計画に関する事項を調査審議し、区長に答申することです。また、関係行政機関に対し、都市計画に関する事項について建議することができます。

港区都市計画審議会条例	
第3条、組織について（抜粋）	
1.	審議会は、次に掲げる者につき、区長が任命する委員二十一人以内をもつて組織する。
1.	学識経験者 9人以内
2.	区議会議員 8人以内
3.	関係行政機関の職員 2人以内
4.	区の住民 2人以内
※令和7年3月現在、港区都市計画審議会の学識経験者は、それぞれ都市計画、建築、環境・造園、景観、法律、不動産、公衆衛生を専門とする委員で構成されています。また、関係行政機関の職員は、芝消防署長と愛宕警察署長が任命されています。	
※区の住民の委員は、2年に1度、公開抽選で選考します。	

※ 都市計画の決定手続きの流れは、図1. 都市計画の決定手続き（東京都が定める都市計画）、図2. 都市計画の決定手続き（区が定める都市計画）を参照してください。

都市計画決定一覧表

都市計画の種類		区決定	東京都決定
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針			●
区域区分(市街化区域・市街化調整区域)			●
都市再開発方針等	都市再開発の方針		○
	住宅市街地の開発整備の方針		○
	拠点業務市街地の開発整備の方針		○
	防災街区整備の方針		○
地域区分	用途地域		◎
	特別用途地区	○	
	特定用途制限地域	○	
	特例容積率適用地区		◎
	高層居住誘導地区		◎
	高度地区・高度利用地区	○	
	特定街区	○1ha 以下	◎1ha 超
	都市再生特別地区		●
	特定防災街区整備地区	○	
	防火地域・準防火地域	○	
	景観地区	○	
	風致地区	○	○10ha 以上 ※3
	駐車場整備地区	○	
	臨港地区	○重要港湾以外	●国際戦略港湾 又は国際拠点港湾 ○重要港湾
	歴史的風土特別保存地区		●
	第一種・第二種歴史的風土特別保存地区		●
促進区域	緑地保全地域	○	○ ※3
	特別緑地保全地区	○	○10ha 以上 ※3
	緑化地域	○	
	(近郊緑地特別保全地区)		(●)
	流通業務地区		○
	生産緑地地区	○	
	伝統的建造物群保存地区	○	
	航空機騒音障害防止地区		○
	航空機騒音障害防止特別地区		○
	市街地再開発促進区域	○	
促進区域	土地区画整理促進区域	○	
	住宅街区整備促進区域	○	
	拠点業務市街地整備土地地区画整理促進区域	○	

都市計画の種類		区決定	東京都決定
遊休土地転換利用促進地区		○	
被災市街地復興推進地域		○	
道路	高速自動車国道・一般国道		●
	都道		○
	区道	○	
	自動車専用道路	首都高速道路	●
	上記以外		○
都市高速鉄道			●
軌道(都市高速鉄道に該当するものを除く)		○	
駐車場		○	
自動車	一般自動車ターミナル	○	
	その他の自動車ターミナル	○	
空港	空港法第4条第1項2号空港		●
	空港法第5条第1項地方管理空港		○
	上記以外の空港	○	
公園 緑地	10ha以上で国が設置		●
	10ha以上で都道府県が設置		○
	その他	○	
広場	10ha以上で国又は都道府県が設置		○
	その他	○	
その他の公共空地・運動場		○	
水道	水道用水供給事業用		○
	上記以外		◎
電気・ガス供給施設			◎
下水道	流域下水道		○
	公共下水道		◎ ※3
汚物処理場・ごみ焼却場・ごみ処理場		○	
産業廃棄物処理施設			○
上記以外の供給施設・処理施設		○	
河川	1級河川		●
	2級河川・運河		○
	準用河川・水路	○	
大学・高等専門学校		○	
上記以外の学校		○	
図書館・研究施設・教育文化施設		○	
病院・保育所・医療施設・社会福祉施設		○	

都市計画の種類		区 決 定	東京都決定
都市施設	市場・と畜場		◎
	火葬場	○	
	一団地の住宅施設	○	
	一団地の官公庁施設		●
	流通業務団地		○
	一団地の津波防災拠点市街地形成施設	○	
	一団地の復興拠点市街地形成施設	○	
	電気通信施設	○	
	防風・防火・防水・防雪・防砂施設	○	
	防潮施設	○	
市街地開発事業	土地区画整理事業	○	○50ha超 ※4
	新住宅市街地開発事業		○
	工業団地造成事業		○
	市街地再開発事業	○	○3ha超 ※4
	新都市基盤整備事業		○
	住宅街区整備事業	○	○20ha超 ※4
	防災街区整備事業	○	○3ha超 ※4
市街地開発事業等 予定区域	新住宅市街地開発事業の予定区域		○
	工業団地造成事業の予定区域		○
	新都市基盤整備事業の予定区域		○
	区域面積 20ha 以上の一団地の住宅施設の予定区域	○	
	一団地の官公庁施設の予定区域		●
	流通業務団地の予定区域		○
地区計画等 ※5	地区計画	○	
	(再開発等促進区を定めるもの)	○	◎3ha超
	(開発整備促進区を定めるもの)	○	
	防災街区整備地区計画	○	
	沿道地区計画	○	
	(沿道再開発等促進区を定めるもの)	○	◎3ha超
	歴史的風致維持向上地区計画	○	
	集落地区計画	○	

※1 ◎は区部のみ東京都決定

※2 ●は大臣同意を要するもの

※3 2以上の区市町村の区域にわたるもの

※4 国又は都道府県等施行のもの

※5 地区計画等のうち一定の事項については、知事協議を要しない(令13)

図1. 都市計画の決定手続（東京都が定める都市計画）

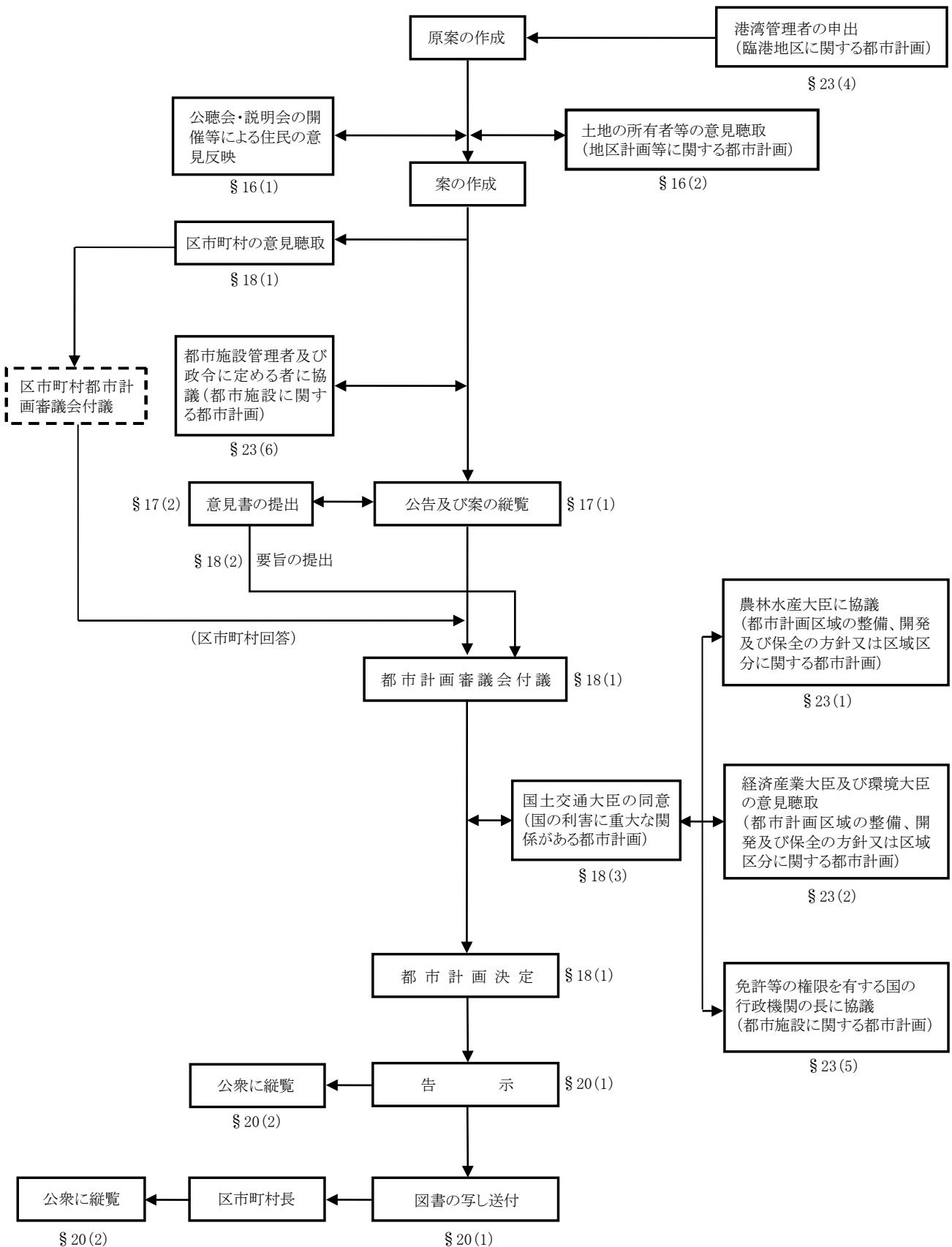


図2. 都市計画の決定手続（区が定める都市計画）

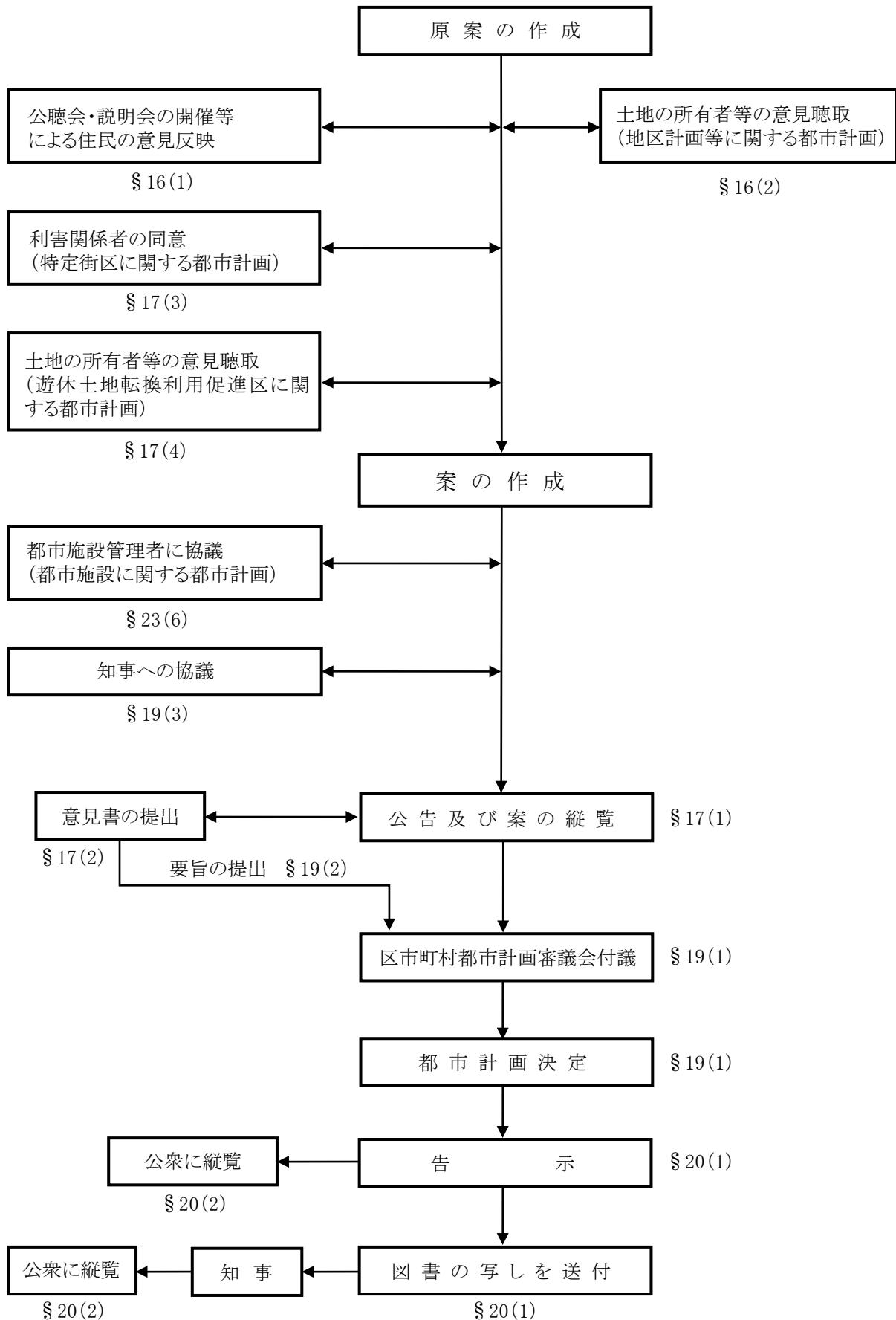
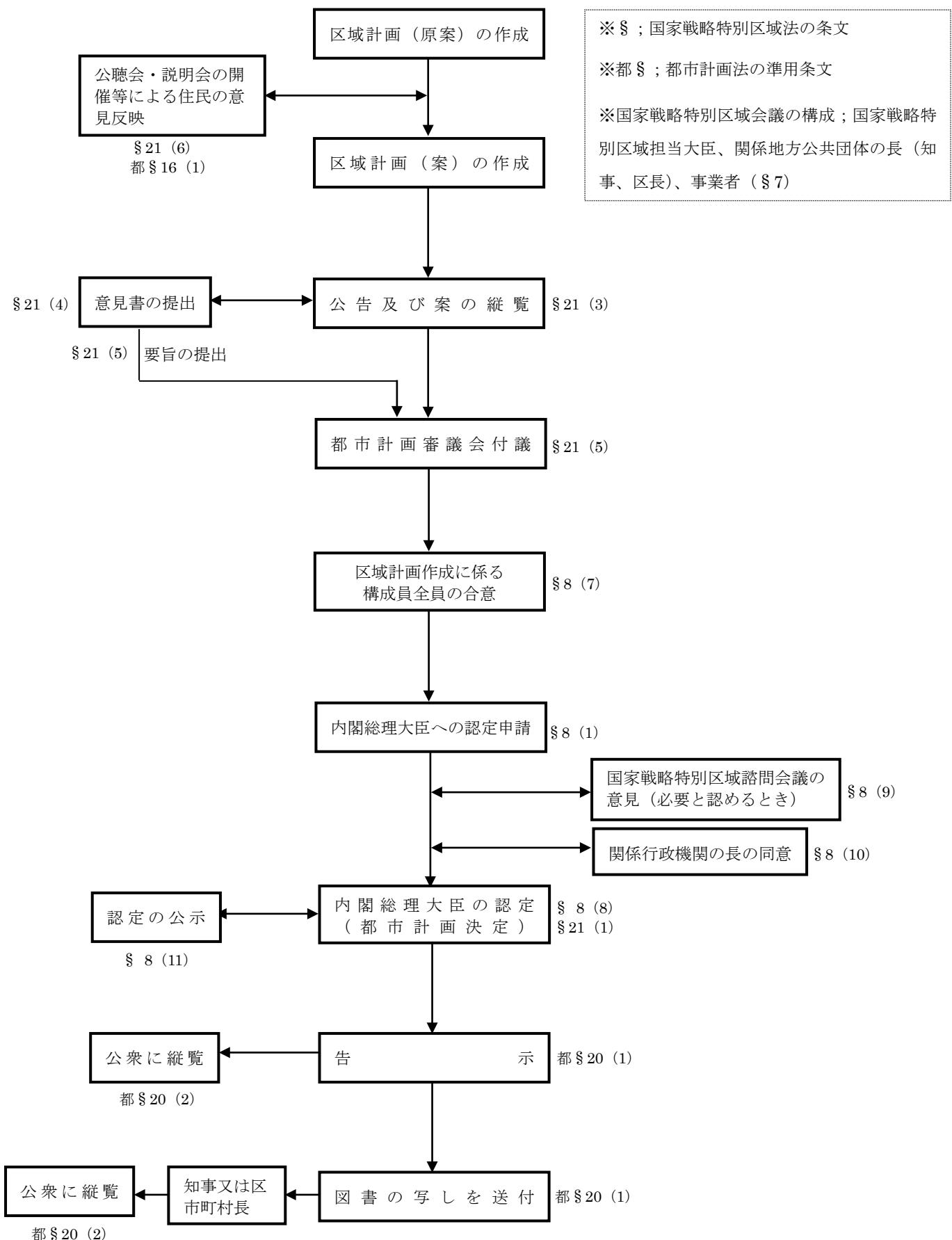


図3. 国家戦略特別区域法による手続き

国家戦略特別区域会議が区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める場合



インターネットサービスのご案内

サイト名	港区都市計画情報提供サービス
メニュー	用途地域検索・地区計画一覧・都市計画道路一覧・Q&A等
アクセス方法	<p>①港区ホームページを開く</p> <p>②ページ上部の 環境・まちづくり をクリックする。</p> <p>③ページ中段の 都市計画・まちづくり をクリックする。</p> <p>④ページ下段の 関連リンク にある 用途地域等に関する情報をクリックする。</p>

用途地域検索画面

地区計画一覧画面

港区都市計画情報提供サービス
MINATO CITY

◎ サービストップページへ戻る

地区計画一覧

★ 計画書・計画図 の部分をクリックすると図書が閲覧できます。

地区名	計画決定		最終変更		計画図書
	年月日	告示番号	年月日	告示番号	
新橋一丁目地区	平成2.8.7	港区告示 第85号			<u>計画書・計画図</u> (PDF形式)
汐留西地区	平成10.12.24	港区告示 第172号	平成11.12.1	港区告示 第139号	<u>計画書・計画図</u> (PDF形式)
三田小山町地区	平成13.7.6	港区告示 第110号	平成28.6.17	港区告示 第192号	<u>計画書・計画図</u> (PDF形式)
赤坂四丁目築研坂地区	平成14.4.26	港区告示 第72号			<u>計画書・計画図</u> (PDF形式)
六本木三丁目地区	平成18.3.31	港区告示 第61号			<u>計画書・計画図</u> (PDF形式)
南麻布四丁目地区	平成19.4.6	港区告示 第82号			<u>計画書・計画図</u> (PDF形式)
港南四丁目地区	平成19.8.22	港区告示 第164号			<u>計画書・計画図</u> (PDF形式)
浜松町一丁目地区	平成23.1.17	港区告示 第13号			<u>計画書・計画図</u> (PDF形式)

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

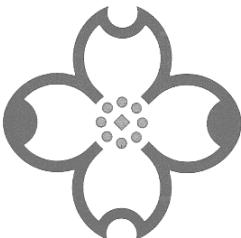
このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であること宣言します。

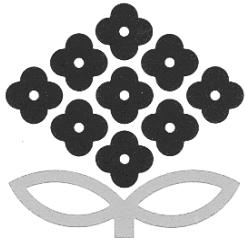
昭和60年8月15日

港区

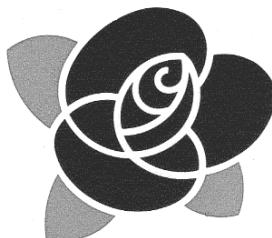
区の木 ハナミズキ



区の花 アジサイ



区の花 バラ



刊行物番号 2024051-5011
令和7年（2025年）3月発行

〒105-8511 東京都港区芝公園 1-5-25
TEL 03(3578)2111 (代表)